

環境社会配慮助言委員会

第26回 全体会合

日時 平成24年7月6日（金） 14：30～18：15

場所 JICA本部 2階229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○村山委員長 それでは、時間になりましたので、全体会合を始めさせていただきます。

最初が案件概要の説明で、今日は3件あります。1番目がアフガニスタンのカブール首都圏の地区開発事業スコーピング案ということです。それでは、ご説明よろしく願いいたします。

○安田 経済基盤開発部の安田と申します。よろしく願いいたします。

アフガニスタン、カブール首都圏開発計画推進プロジェクトのデサブ南地域開発事業の中にある道路事業に関しまして、本日はご報告をさせていただきます。このアフガニスタン、カブール首都圏開発計画の推進プロジェクトというものは、今から2年前の2010年10月に全体計画に関して、既に助言委員会の方に報告をさせていただいております。お手元の資料には、当時のものに対してのワーキンググループからの答申をつけさせていただいております。前回のそのときにこの全体開発の中で行う個別事業につきましては、個別に報告をさせていただきますということで、今回その個別事業に当たるものですので、その中のものとして報告をさせていただきます。

その個別事業ですが、このアフガニスタンのカブールの北部にありますこの首都圏の開発地域に当たるものですが、その中で道路のパイロットプロジェクトを行います。この道路ですが、あくまでもこの都市開発に係る工事用道路を整備しますというところで、全長は全体で11キロですが、工事用車両が通行できる片側1車線の砂利の道路ということで、実際の舗装等は相手国側が整備するというものになっています。現在のところは、こちらすべて土漠の形になっております。こちらの地区の報告内容ですね。パイロットプロジェクト等の事業につきましては、前回の報告の中で含めさせていただいて、この別添でつけさせていただいているものがカブール首都圏開発技プロの案件概要ということで、2010年の10月にご報告をさせていただいております内容です。そもそもカブールの首都圏自体のキャパシティが超えてしまっているということで、新しい都市の開発ということが急務になっているというところで、このカブールの首都圏開発の技術協力プロジェクトを行っているというものです。都市開発そのものは先方政府の方が行いますが、あくまでもJICAとしてはその能力の向上等を行う、と。それを含めてパイロット事業を行っているというもので前回報告をさせていただいております。

今回の道路の部分についても、前回の報告の中で含めさせていただいている内容ですので、こちらの内容で前回の報告させていただいた内容で含まれている部分もありますので、

今回はこの答申に基づいて進めさせていただきたいという趣旨になります。このカブールの全体の方ですね、道路でなくて全体の方につきましては、9月の助言委員会全体会で報告をさせていただくことになっておりますので、そこであわせて道路の方もこの前回出していたいただきました答申に基づいて進めていき、9月で報告をさせていただきたいという趣旨になります。

簡単ですが、以上こちらからの説明になります。

○村山委員長 かなり簡単にご説明をいただいたんですが、最後のシートでこのプロジェクトの位置づけをもう一度確認していただけますか。少しわかりにくいところがあると思いますので。

○安田 このカブールの首都圏開発技プロというプロジェクトなんですけれども、新都市開発を行います事業なんですけれども、都市開発公社のようなところの能力向上と、それから、それにあわせて各パイロットプロジェクトを行って関係機関との強化、例えば道路をつくるのであれば先方の建設省との調整をどうしていくのか、あるいは新都市ですので、学校が必要ということであれば、学校建設をする中で教育省と何をしていけばいいのかというところをこのデサブ南地域開発に係る公社がありますけれども、その能力向上を行っていくというふうになっています。

この中で道路だけが特筆するのは、道路はカテゴリAに当たるところもありますので、道路のみ今回ご報告をさせていただいているということになっています。なので、こちらで行うプロジェクトの中でJICAが道路をつくっていくという形にはなりますが、内容的には既にご報告させていただいております全体の開発の中のところで行うものですということが位置づけになっています。

○村山委員長 いただいているコピーの10枚目ぐらいからはあまりまだ説明をいただけないように思いますが、違いますか。

○安田 すみません。では、9枚目ぐらいから説明をさせていただきますが、首都圏開発の経緯としましては、2005年からアフガニスタン政府の強いイニシアチブで提起をされまして、2008年に国家プロジェクトの方になりました。JICAがマスタープランの策定を支援したのが2008年から2009年になり、そのマスタープランが2009年に閣議決定をされています。

この概要としましては、2010年から2015年までの5カ年でこの技術協力プロジェクト「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」を行うということになっております。アフ

ガニスタン側の実施体制で、ここに赤字で書かれているのが新都市開発委員会事務局というところで、これがいわゆる公社と言っているところになります。こちらにJICAが支援をして、各能力の強化を行っていくというふうになっています。プロジェクトの成果がこちらに書かれておりますが、1、2、3、4、5、6とあります。プロジェクトは幾つかありますが、今回のこの道路に関しましては、上のところの4と5に当たる部分ですね。既存カブール市が含まれている点につきましては、カブールの新都市ではありますが、既存カブール市の生活向上も行いつつ、この新都市の一部が既存カブールのエリアに入っているところもありまして、既存カブール市との協力関係も構築しつつ、物事を進めていくというのがプロジェクト全体像になっています。

南開発計画と言っているものですね。これがその部分になりまして、今回ご説明しました道路事業の部分につきましては、右の絵の上の部分のところがあります。こちらが南開発で、いわゆる初期開発地域と呼ばれている部分の一部になります。その初期開発地域の部分に道路をつくっていくという形になります。

これが2010年の10月に助言を求めさせていただいたときの資料になっています。

あまり最近と実は変わっていない状況なんですけれども、当時の南デサブ地域の状況になっています。地理的には既存カブール市の北側になりますが、バグラム道路とって、北の水源地へ向かう大きな道路がありますが、その脇のところにあたります。既存カブール市がどういう状況かという、もともとオアシスで発展して、井戸を掘れば水が出るようなところだったんですけれども、その水源のキャパシティも超えて、それから、近年の援助あるいは経済的な部分でカブールに人が集中し過ぎているというところで、現在の既存カブールは限界に達しているという部分があります。そのカブールの隣接地域で人がまだ住んでいない、カブールに隣接しているというような場所について、このデサブ地域、バリカブ地域という部分が選ばれていますというのが前回のスライドを活用させていただいて、全体の説明をさせていただいた部分です。

先ほどもお見せしたデサブ地域の初期開発地域の部分の道路のパイロットプロジェクトというのがこちらにあります絵になります。上のサークルのあたりですね。このあたりが初期開発を行う地域というところで、そこに道路をつくっていくという形になっています。

○吉田 すみません。本件審査部で担当させていただく吉田と申します。

すみません、ちょっと本件、普段行わせていただいている案件概要説明と少しちょっと特殊なところがありまして、順番が前後してしまっていて大変申しわけないんですけれども、

本件が特殊な理由というところも補足させていただきたいと思います。

本件、今、安田から説明があったとおり、1度2010年の10月に本件のさらに上位プロジェクトとなります技プロ、カブール首都圏開発計画推進プロジェクト全体に係るスコーピング案の議論をさせていただいております。そのときのスコーピングは何のスコーピングかと申しますと、この首都圏開発の中のデサブ南地区全体の都市開発に係るEIAのスコーピングでした。都市開発のスコーピングですので、当然区画整理ですとか道路開発、水道開発、そういった多種多様なインフラ開発すべてを含んでおります。それに基づくスコーピング案をJICAから報告させていただき、そこに対して答申、諮問という形で助言委員会から回答をいただいております。それに基づき、都市計画全体のEIAについても我々調査を進めておりまして、あと2ヵ月ほどでDFRを完成させることができると、そういった進捗となっております。

今回は、それとは別といいますか、地区は全く同じなんですけれども、その中の道路について資金協力という形でJICAが改めて支援を検討している案件がございまして、資金協力でこれから協力を考えている事業ですので、改めてスコーピング、ドラフトファイナルという形で報告をさせていただかないといけないというのが本来のところなんですけれども、当然都市開発のEIAができておりまして、その中の道路ですので、前回の都市開発のEIAのスコーピング内容と今回改めて道路のスコーピングを検討したところ、基本的に調査内容が重複するあるいは前のEIAの調査内容の中に含まれていると、そういったことがございまして、今回このような形で前回の資料を活用しながらご報告させていただいております。

これからがちょっとご相談なんですけれども、本件、前回の包括的な都市開発のEIAと重複する、あるいはその中に今回の調査内容はすべて含まれているというところで、実際答申もいただいておりますので、これ以上スコーピング段階のWGは不要ではないかというところが我々としては考えているんですけれども、もし前回の答申のところ、ご一読いただきながら、例えば足りないところがあるんじゃないかとか、もっとこういったところの説明が必要だという形でワーキンググループの開催がもし必要であれば、我々としては開催しますという形で考えております。7月の下旬に今のところ予定としては入れさせていただいているんですけれども、これ以上の議論が必要かどうかというところも今回お話ししたいと考えております。

すみません、長くなりましたが、以上となります。

○田中副委員長 少し経緯がよくわからないので、今日いただいた資料のこの道路パイロットプロジェクトというスライドの表紙の次ですね。スライド番号でいけば2ページ目ということになるのかな。ここにその資料が載っていますね。次のページ、これスライド3枚目になりますが、デサブ南地区開発地域現状というスライドがあります。そこから下は別添となっていて、4ページ以降は、これは前回説明いただいた案件の概要ではないかなと私は推測をしているんですが、そうすると、今回の案件概要として、道路事業として見ると、2枚目と3枚目のスライドがその当該案件の説明資料だと理解してよろしいですか。それ以外は前回の説明資料だということですか。

○安田 そのとおりです。

○田中副委員長 そうすると、スコーピング案についてということでは、この道路パイロットプロジェクトに関するスコーピング案というのはもうできているんですか。スコーピングの案、つまり項目の絞り込みだとかはできているんですか。

○安田 ええ、行っております。

○田中副委員長 そうすれば、その中で少なくとも事業の概要だけではなくて、そうしたスコーピングの内容であるとか、どこいらあたりに留意すべき点があるとか、そういうことが示されないと、つまりスコーピングの検討を省略していいかどうかなんていう判断ができないんじゃないですかということですね。今、吉田さんの説明はどちらかというと、スコーピングの検討説明を省略させてもらいたいと、そういう趣旨のお話ですね。あるいは別添で付されていますが、2010年10月6日付の答申というのもありまして、この答申に対する回答案というのは用意されているんですか。対応案は。

○安田 答申の回答は9月の助言委員会で報告をさせていただく予定になっています。

○田中副委員長 そうすると、少なくともその道路プロジェクトに関する部分を例えば抜き書きして対応表をつくっているとかそういう整理はされているんですか。

○安田 それはやっていません。ただ、結局全体の都市開発のEIAの部分の説明を先にさせていただいて、今回の道路の部分が重複部分、結局同じところで進めていく、結局このカブール首都圏での全体のプロジェクトの中の一つの道路の事業ということですので、この部分だけ抜き出しても、全体のスコーピング等と変わらないものになるということになりますので、であればこちらの全体の方の答申に基づいて、こちらを進めさせていただければというのが一つになります。全体の部分に含まれている道路ですので、道路だけ抜き出しても、結局全体の部分に引っ張られているようなところもありますので、そこで全

体の方の説明が後ろについているという形になります。

○田中副委員長 わかりました。そうすると、9月に改めて説明いただく全体計画のスコーピング案の審査を行うので、道路だけの審査は省略させていただいたらいかがかというのがご提案の趣旨ですか。そういうことですか。

○吉田 すみません、省略するというよりも、既にスコーピング案に関しては議論をさせていただいております。それは事実としてあるんですけれども、今回道路のところのスコーピング案を通常の流れですと当然かけないといけないとなると思うんですけれども、議論したところで前回同じ場所で道路も含む、より包括的なものを議論しているので、単純に重複となってしまうんじゃないかという形で考えておりました、ワーキンググループ自体は不要ではないかというところを考えております。

先ほど安田から申し上げたとおり、9月の段階で道路も含めましたドラフトファイナルというものはご説明させていただきますし、その中で先般いただきました答申に対するJICAとしての対処方針というのもすべてご説明させていただくという形で考えております。

○松本委員 説明はわかったんですが、それはすなわち現在同じ事業に対して二つの要請が別々の名前で上がってきている。つまり別々の資金協力案件で上がってきているという意味ですか。だとすれば、既に助言委員会にかかっているこの初期開発事業というのは道路を含んでいて、それに資金協力をし、さらにその中に含まれている道路事業に対して改めて資金協力を上乘せとする事業だという理解でよろしいんですか。

○安田 いえ、最初のカブル首都圏開発計画推進プロジェクトにつきましては、資金協力ではなく、あくまでも技術協力であります。これは資金をJICAが使って何かをしているというわけではありません。これは前回の助言委員会でも報告をさせていただいております。その中で個別にJICAが何かをするという部分につきましては、個別に報告をさせていただきますというふうに前回回答をさせていただいて、今回、道路がいわゆる個別にJICAが行いますという点ですので、個別の報告という形になっています。

○松本委員 そこはスキームのちょっと整理もあるんですが、つまり技プロが助言委員会に出てくるというのは結構珍しいのかもしれないと思うんですけれども、つまり前回、技プロで出していて、その中では技プロを通じてやるインフラ整備についても議論がなされたという意味でよろしいんですか。

○安田 おっしゃるとおりです。これは技プロで、確かに珍しくて、技プロでカテゴリA

ということで前回報告をさせていただいております。なので、通常の資金協力でJICAが事業を行っていくようなものとは違うということになります。

○松本委員 ただ、確認は、技プロではあるけれども、その中に含まれるインフラ案件についても、この中ではしっかりとスコーピングあるいはEIAをしているという意味でよろしいんですか。実を言うと、技プロのEIAはもう一つイメージがつかなかったんですが、その技プロはインフラ整備が入っているという意味でよろしいんですか。

○安田 わかりにくくて申しわけありませんが、本件の技プロの中にインフラを整備するものが含まれていますということになりますので、その部分についてということになります。

○松本委員 そうすると、もう一度もとに戻るんですが、その技プロはかなり特殊で、もともとの要請にインフラが入っていたんじゃないんですかという質問にもう一回戻ってくると、その技プロのときの資金協力と今回の資金協力そのものが重複しているんですかという質問に戻るんですけれども、つまり能力向上だったらば要らないですよ。インフラ整備に関するEIAなんて要らないのに、それを技プロの段階でされているということは、その技プロはとても特殊で、中にインフラが入っているとするならば、その資金協力というのはそもそもこのインフラが入っていたんじゃないんですかというのが質問なんです。それともインフラも入っていないんだけど、そのインフラについてのEIAを議論したということなんですか、この技プロは。

○安田 都市開発の部分で全体的な部分を見るので、その時点でJICAがどこまでやるのかという部分は確かにありましたので、都市開発の技プロということで全体でかけさせていただいたという理解です。

○村山委員長 今の点は今日の資料で言うと、10ページの技術協力プロジェクトの概要ということですか。確かにこれ、わかりにくくて、単なる能力開発ではなくて、①ですかね、詳細実行計画が多分マスタープランのような、そういうものを含んでいるということですか。

○吉田 すみません、2010年のまず最初にご報告させていただいたときもちょっと本件はなぜ技プロなのにここで議論するのかというところで少しご指摘やご質問をいただいたということもありまして、ちょっと補足させていただきます。

本件は、この技プロのもう一つ前に開発調査という形で2009年、2010年ごろにJICAの方で大きな青写真を描いたものなんですけれども、それをさらに実行計画に移していくと

いう段階で技プロとしてよりブレイクダウンをしていく、そして、前段階の開発調査ですとIEEレベルで簡易なものしか行っておりませんでしたので、さらにEIAレベルのものを
行うという技プロを行ってありました。当然、技プロですので、資金協力というのはこの
中には想定としては含まれておりませんが、ただし、その先にJICAが資金協力を行う可
能性がある案件も当然つくっていくので、その段階で例えば助言委員会で議論していない
あるいはガイドラインに基づかない案件をつくっていても、当然手戻りが生じるだけとい
うところもありましたので、ガイドラインに基づいて案件形成を進めていくべく、技プロ
としてカテゴリ分類を行い、そして、そのスコーピング案の内容についてこちらの助言委
員会として議論を行わせていただいたというのが前回のステータスになります。さらにも
う一步進めまして、今回資金協力の可能性が強まってきましたので、その資金協力として
お諮りしていると、そういった状況となります。

○松本委員 では、1点確認は、2010年のときも既に案件を前提にやったということとい
いんですか。私が不安だったのは、将来また案件が出てきたところで議論をしますよ、と
いう前提で、とりあえずその段階は技プロとして何か少しIEEの延長的な非常に大雑把な
形で議論がされていたらまずいなと思っていただけなんです。要するに、そのときからも
う既に案件ができ上がるであろうという前提で、F/S並みの見方をしていたのであれば、
今最初にご説明したところはよくわかるんですが、そのイメージがちょっとつかめなか
ったもので聞いてみたんです。

○安田 ご指摘のとおり、そのとおりです。

○武貞委員 すみません、スライドの13ページですね。13枚目、前の資料ですけれども、
一番下のところにデサブ南地区開発に係るIEEを実施予定と書いてありますが、これは前
回の技プロの中でもう実施済みという理解でよろしいでしょうか。

○安田 はい、そのとおりです。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。

プロジェクトそのものに対する議論があまりまだできていないんですが、何かあります
でしょうか。そもそも道路11キロというのはどこの部分を指しているんですか。

○安田 ちょっとわかりにくくて申しわけないんですけれども、外の赤枠はエリアを示し
ているので道路ではありません。中の緑色の部分がそれに該当する部分ですね。

○村山委員長 わかりました。

○原嶋委員 ちょっと正確に記憶が戻っていないので、もしかしたら確認が必要かもしれ

ませんけれども、私も参加していたんですけれども、記憶の範囲では今、松本先生がおっしゃったように、位置づけとしてはF/S的な議論をしていたことは事実だと思います。ただ問題は、多分道路よりも住宅とか全体の土地利用のことをかなり中心に議論をしていて、道路をこういうふうに線形がこうで、こうで、というようなそういうことはどちらかという優先順位が低いような議論で、ここに住宅を置いてとか、何かそういう全体の土地利用をこうして、そうすると、井戸がどうのこうの、そういうような議論だったので、そこは注意が必要だと。具体的に言うと、道路については薄かったという語弊があるかもしれませんが、あまり道路に焦点を当てたスコーピングがされていたかという、ちょっと薄かったような記憶がありますし、今ついているものを拝見しても、ちょっとその辺は手薄のような印象はあります。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○岡山委員 すみません、教えていただきたいんですが、ということは都市計画の本当にざっくりとしたビジョンを前回のときには見て、簡単に言えばイメージ図のような感じだったと思うんです。それを今回は個別具体的にまず道路から、その次は、例えば上下水道の整備であるとか他のまたインフラごとにこのように案件で上がってくるということなんでしょうか。

○安田 個別案件につきまして、カテゴリAであれば当然上げていきますし、カテゴリBであったとしても、必要に応じて助言委員会の方にかける必要があればかけさせていただくというふうになっています。

○村山委員長 よろしいでしょうか。作本委員。

○作本委員 今まで議論がたくさんあったんですけれども、私もこの道路そのものというか、道路周辺で起こり得るスコーピングというか環境影響項目がつかめないんですね。そういう意味で、何度か既に12月ですか、2010年に出されたこの答申書については数回読ませてもらったんですが、やはり全体的、網羅的、広くカバーしているけれども、内容としては特定しているわけじゃないと。大気汚染も水質もみんな入っているというそういう書き方になっているんですね。そういう意味で、やはり道路についての個別的な起こり得る問題というのは何なのかということをやっとまた改めて紹介していただかないと、どうもよくわからないというか、私だけが理解できないのかもしれませんが。例えばこのスライドの14ページの右下にはレンガ工場が南部地区にあるということが小さい文字で書いてあります。やっぱり大気汚染でこういう工場があれば、土地利用その他でやはり

配慮しなきゃいけないというのが一つの要素じゃないかと思うんですね。そういうことで、この道路をつくるに当たって気をつけるべき基本的事項というのがまだ私には飲み込めておりません。

以上です。

○村山委員長 それでは、もう30分経ちましたので。はい、では柳委員、どうぞ。

○柳委員 今回の作本委員と同じような感想を最初は持っていたのですけれども、これも2010年、私も担当していたので、デサブの南地区の現況というスライドの14にありますけれども、土漠地域であまりこういうところに道路計画をつくっても、そんなに大気とか騒音とか振動とか、あまり影響評価をやっても、個別の影響評価をやったとしてもあまり大きな差がないというようなことが実際のちょっと感想で持っていて、だから、それは道路特有のいろんな影響というのはあらかじめちゃんとチェックしておく必要があるのかなと最初は思ったのですけれども、よくよくこの案件で見ると、今回はなくてもいいかなというのが正直なところですよ。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。ワーキンググループを開くかどうかということで議論がされていると思うんですが。

○田中副委員長 これはガイドラインの上で何か不整合になるような要項というか情報がないんですか。もし省略をするというか、9月に合体してやるということですよ。

○吉田 そういったところはございません。すみません、ちょっと今、手元に正確な文書は持っていないのですけれども、ガイドライン上はそもそもスコーピング段階、ドラフトファイナルで2回行うといったところも書いてございませんし、助言委員会の設置要綱及び運用目安のところでは基本的にドラフトファイナルとスコーピング段階、調査であれば、その2段階でかけるというところは記載させていただいているのですけれども、ただ、それも案件の熟度等において必要に応じて省略も可とするとなっています。そういったことで、もともと規定はございますので、今回は省略する正当性がもしかしたらあるのではないかとこのところで私たちも考えて、こういったご提案をさせていただいているという次第です。なので、結論としては何か既存のガイドライン等に違反するといったことはございません。

○村山委員長 ということで、ワーキングを開くかどうかということを決めないといけないんですが、確かに柳委員が先ほどおっしゃったように、14ページ目の現況を見ても、影響が大きいというわけでは確かにないような気はするんですが、ただ、今日の準備状況が

らすると、これでスキップしてよいという判断をここするのは非常に難しいと私は感じています。ある意味、少し重複したとしてもワーキングをやっておいた方がいいような気がするんですが、いかがでしょうか。もしそういう方向でよろしければ、予定どおりワーキングを開くということでもよろしいですか。

では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、1件目はこのあたりで終わらせていただきます。

2件目、インドのムンバイメトロ建設事業の環境レビューということですが、では、準備ができましたらご説明をお願いいたします。

○内田 それでは、インドに対する有償資金協力であるムンバイメトロ3号線建設事業に関しまして、概要をご説明申し上げたいと思います。私、南アジア部南アジア第一課の内田と申します。よろしくお願いいたします。

スライドが前後して恐縮なんですけれども、ちょっとこちらを見ていただきたいと思います。皆さんの手持ち資料は白黒だと思しますので、こちらのスクリーンの方を見ていただけたらと思うんですけれども、地図の右下の方にインド全体の地図がございます。今回の事業対象地ムンバイは、その小さい右下の地図の赤い丸で示してあるところになります。こちらはインド西部にございますマハラシュトラ州というところの州都でございまして、本事業はそこでのメトロ建設事業となります。ムンバイは、昔はボンベイと言われていたところなんですけれども、現在は首都デリーに次ぐ第2の都市となっております、そこで33.51キロメートルほどの地下鉄を建設する予定であります。

地図上では、南北にずっとぎざぎざと赤い線があると思うんですけれども、これがLine3ということで今回の事業対象地というふうになっております。3号線に関しましては全線が地下となっておりますので、他の都市交通案件と比較しても用地取得等の影響は小さくなっております。

それでは、ちょっと前に戻らせていただきまして、事業の背景と必要性について説明させていただきます。

インドでは近年の堅調な経済成長に支えられて急速な人口増加と都市化が進んでおります。これは公共交通インフラに限ったことではないんですけれども、全般的にインフラの整備が十分とは言えない状況にございまして、特に都市部におきましては、自動車やバイク等の台数が増加してございまして、交通渋滞は深刻な問題となっております。ムンバイも例に漏れず、例えば人口に関しましては、2001年に1,191万人だったのですが、2011年に

は1,247万人に増加しております、さらに30年後の2031年にはその約3倍に当たります3,400万人に達する見込みであります。こういった状況におきまして、ムンバイでは大規模な公共交通システムの整備によりまして、交通渋滞の緩和や自動車の公害軽減を図ろうとしております。

次のページに移りまして、こういった都市交通が抱える課題に対応するために、インド政府は第11次5カ年計画におきまして、都市交通セクターに重点を置き、さらにインフラ整備を実施してきております。今年4月からは第12次5カ年計画ということで適用されているのですが、都市交通は引き続き国家政策のうえでも非常に重点分野となっております、その人口に応じまして、人口200万人以上の都市ではメトロの整備計画の策定を開始すること、また、300万人以上の都市ではメトロの建設を開始することということで、都市交通に係る作業部会からは提案されています。

実際、マハラシュトラ州政府は、ムンバイ都市圏での公共交通システムの混雑の緩和などを目指しまして、メトロのマスタープランを2004年に作成しております、それに基づき、既にムンバイの方でも1号線、2号線の建設が始まっております。我々といたしましても、経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援ということを対インド援助重点分野として掲げております、JICAとしてもこの事業を支援する必要性あるいは妥当性は高いと言えらると思っております。

次に、事業概要なんですけれども、こちらはムンバイ都市圏における都市高速鉄道建設計画の第3号線と位置づけられている区間の全線、全長33.51キロメートルなんです、先ほど申し上げましたとおり、全線地下となっております。その全線地下のメトロの建設を行うとともに、車両を調達するというものが主な事業概要になっております。実施機関といたしましては、ムンバイ都市開発公社及びムンバイ都市鉄道会社ということになっております。借款対象は、これらに関する土木工事、電気・通信関連工事あるいは車両調達、また、そのスーパービジョンですね。工事の施行管理等々のためのコンサルティングサービスなどが含まれております。

実施スケジュールに関しましては、今後行われます審査にて詳細なスケジュールは確認する予定なんですけれども、現時点では2019年の事業完成及び全線開業を目指しております。協力準備調査に関しましては、実施しないことを想定しております。ムンバイ都市開発公社により既に2011年11月にF/Sが作成されているということから、必要ないというふうに理解しております。

こちらが先ほど見ていただいた地図なんですけれども、写真ですね。上から一番最初がSEEPZ駅、その次にバンドラ・メトロ、それからさらに南に行きましてカフ・パレードというところで、こちらの地図なんですけれども、バンドラ・メトロは、ここはまさしくムンバイの中心地なんですけれども、2号線と今回の3号線が交差するところでもございます。

その他のプロジェクトサイトといたしましては、写真の一つ目になるんですけれども、車両基地の建設予定地ということで、今こちらは休閒地になっております。写真②のムンバイ・ユニバーシティ駅近くの建設予定地もそうなんですけれども、やはり休閒地ですね。写真③に関しましては、振動モニタリングを実施した地域でございます。また、今回の事業実施にあたりまして、住民を集めてパブリックコンサルテーションということで、今年の1月、2012年1月に実施した際の写真が写真④となります。

次に、環境社会配慮面ということでご説明させていただきますが、今回皆様に助言を求める事項といたしましては、環境レビュー方針ということになります。本事業は、環境カテゴリー分類におきましては、鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するためにカテゴリーAとなっております。適用される環境社会配慮ガイドラインは現行のJICA環境社会配慮ガイドラインということになっております。今後のスケジュールといたしましては、9月下旬から10月上旬にかけて審査ミッションを派遣する予定でおります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問ありませんでしょうか。

○石田委員 説明ありがとうございます。環境レビュー方針を検討するときに私たち、全体会でいつもだと協力準備調査を委員会にかけられて、助言を出して、それに対する対応だとかいうのを見せていただいて、この後、フィリピンのマニラの道路案件なんかも出てきていますけれども、環境レビューの表をつくってJICAはいつも用意されているんですね。今回はそういうパターンじゃない。それで、つまり相手がやったF/S、実際にワーキンググループを開くとすれば、相手がやったF/Sに対して私たちは環境レビューでこういうことをやらなきゃいけないということを助言していくということになるんですか。そんな感じなんですか。ちょっとイメージを教えてください。

○内田 ワーキンググループを開催する予定でございまして、その前にレビューシートの方は出させていただく予定になっております。

○村山委員長 議論の際にはF/Sの内容も含まれるということになりますか。

○石田委員 それでは、何で今日これ議論に出している。

○吉田 環境レビュー段階でのワーキンググループを開催させていただく際に、F/Sというふうに先ほどプレゼンの方では書かせていただいたんですけども、先方政府によってEIA及び住民移転計画書それぞれ作成されておまして、それに基づき環境レビュー方針を作成し、その資料をすべて皆様に、特にワーキンググループの担当委員の皆様には後日いつもどおり12営業日前に送付させていただくという形で想定しております。その前段階として事業段階のみ本日は説明させていただくという流れとなっております。

○石田委員 はい、わかりました。詳細はワーキンググループでということですね。ありがとうございます。

○村山委員長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 ムンバイ土地公社によるF/Sがあるということですが、想定される住民移転の規模はどの程度でしょうか。

○内田 世帯数になるんですけども、約1,442世帯程度ということになっております。

○村山委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。はい、原嶋委員。

○原嶋委員 これ簡単に言うと、もう環境影響評価報告書はできているわけですね。ということですね。

○内田 実は、インドでは鉄道セクターというのは、必ずしもEIA作成義務はないんですけども、我々の資金を借りるということで、既にEIAもSIAの方も作成完了しております。

○原嶋委員 多分実質的にはドラフトファイナルレポートぐらいの段階まで来て、最後のところに来ているということですね。そういうようなことですね。

○内田 一応完成しているということで。

○原嶋委員 ちょっと気になるのは、ステークホルダーミーティングとかガイドラインの要件は、その途中で満たしているかどうかはまた問題になると思いますので。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。はい、松本委員。

○松本委員 つまりこれはもうそういう調査の支援というのをもらったわけじゃなくて、特に融資の段階から向こうから要請が来ているという理解でよろしいんですね。

○内田 さようでございます。円借款事業の実施のための要請で来ております。

○松本委員 つまり協力準備調査はないということですね。

○内田 ないです。

○松本委員 そうしたら、ちょっとだけ教えてほしいんですが、この会議の趣旨をちょっと逸脱するので可能な範囲で教えてほしいんですが、何でこれ、民間じゃなくて円借款に来たのかというのをちょっと教えておいてほしいなと思っただけなので、もしわかる範囲でいいので、この会合の趣旨とは違うので、知りたいというただそれだけです。

○内田 先ほどご説明差し上げましたが、全線地下ということで、やはりちょっと民間でやるにはリスクが高いと。コストが非常にかかってしまいますので、高架である1号線、2号線はPPPで今建設を実施しております。

○松本委員 ごめんなさい。概算で大体幾らぐらいの円借款なんですか、これ。

○内田 全体の事業費といたしましては、概算なんですけれども、3,700億程度と積算されておまして、そのうち円借款はこれから審査において検討するということになっております。

○村山委員長 満田委員、どうぞ。

○満田委員 この1,442世帯の住民移転が伴うという社会的な影響が非常に大きそうな事業だと思うんですが、つまりJICAとしてはインド政府が実施したEIA及びLARAP、そしてコンサルテーションの内容を既にレビューして、これを補完するような協力準備調査を実施する必要はないと判断して、協力準備調査を行わないと、そういうふうにしたというのでしょうか。

○内田 はい、そのとおりでございます。

○満田委員 仮にワーキンググループでいろいろな議論が出てきて、EIAの内容とか住民移転計画の内容ですとか、その他について議論になったとき、それを補完するような調査をやるような余地というのはあるのでしょうか。

○内田 先方が希望しているスケジュールに鑑みると難しいと思うんですけれども。実はムンバイには都市交通プロジェクトに係る住民移転政策というものがまた別途インドの用地取得法他にございまして、そちらでは通常の用地取得法よりもさらに手厚い補償がなされることになっておまして、そちらにのっとった補償がなされるという方針は確認しておりますので、基本的にはしないでもいいのかなというのが我々の理解でございます。

○満田委員 では、そこら辺のJICAがやった今までのEIAとかLARAPとかコンサルテーションの内容とかに関するレビューの結果というのは、ワーキンググループにおいて示されるということなんですね。

○内田 さようでございます。

○村山委員長 では、はい。

○原嶋委員 結局問題は今の満田先生のお話との関係で、1号線、2号線は高架が多いですよ。例えば3号線は地下にすると。なぜ高架にしなかったのかということも議論しなきゃいけないけれども、議論は終わっているわけですよ。もしかしたら、高架にしたら1,400人も移転しなくて済むかもしれないということが出るかもしれないわけですよ。その点になると、今、満田先生がおっしゃったような、どこまでさかのぼれるのかとか、どうするんでしょうかという問題が起こると思うんですけども。

○内田 一応このアライメントが特にムンバイの中心地をとおるということもございまして、高架にした方が実は住民移転数は……

○原嶋委員 細かいことはまたワーキンググループで、そういうことで、おっしゃったように、もうでき上がってきているけれども、どこまでさかのぼれるのか、どこまで直せるのかということはかなり問題になる可能性があるので、注意が必要かなと思いますので。この詳細についてはワーキンググループで議論していただければいいと思います。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。

協力準備調査をせずに環境レビューを行うというのは今回初めてですかね。前、ありましたか。

○河野 以前もあったと思います。

○村山委員長 ありましたか。失礼しました。では、この案件はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、3件目に移らせていただきます。ウズベキスタンの火力発電所近代化事業スコーピング案ということです。

○小早川 それでは、ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化計画（Ⅱ号機）の協力準備調査のスコーピング案ということで、案件概要を説明いたします。私、電力課の小早川と申します。よろしくお願いいたします。

本件の背景ですが、ウズベキスタン国の総発電定格容量は1万2,400メガワット、2009年時点であるんですけども、旧ソ連製のかかなり古い設備になっておりまして、建設から四・五十年経過しており、かなり効率が落ちてきております。それで、現在のところおよそ1万メガワット未満という実際の発電量になっているんですけども、このままでいきますと、2014年の需要に追いつかないという状況になっておりまして、ウズベキスタン政府としましては、効率のよいものを入れて、温暖化ガスですとか窒素酸化物の排出量を

減らすとともに、燃料を節約して、発電量を賄っていくという大きな方針を立てております。ウズベキスタン政府が策定する産業開発計画の中でも、既存の発電所の近代化を大きな柱として掲げております。

事業の概要の方ですけれども、ナボイ市というのがちょうどウズベキスタンの中央部にありまして、こちらの既設火力発電所の老朽化している発電ユニットを発電効率の高いガスコンバインドサイクルユニットに入れかえるものです。2012年3月に円借款の要請が既に先方政府より出ております。かなり大きな発電所です。後で詳細はご紹介いたしますが、全部で12機の発電ユニットがございまして、このうちの3号機と8号機を廃止し、発電効率の高いコンバインドサイクルユニットの2号機を入れるというものでございます。既に、先方独自で古い設備の1号機、2号機をコンバインドサイクルユニットにリプレースするというプロジェクトが進められておりますので、今回入れるコンバインドサイクルユニットは2号機ということになっています。

ナボイですけれども、ちょうどタシュケント、サマルカンドがありまして、そのさらに西側ということで、こちらから主にこのサマルカンドですとかブハラ、ナボイの経済特区に電力を供給しています。

こちらが見取り図なんですけれども、古い設備がこのちょうど肌色で示した部分、こちらの赤い部分が先方が建設中の1号機のコンバインドサイクルユニットです。こちらのピンク色の場所に2号機を入れていくといった計画になっております。これがサイトの写真なんですけれども、ちょうどこのあたりですね。2号機のこのあたりですね。左下のあたりから見た風景がこちらになります。ですので、この真ん中にあるのが1号機、ほぼでき上がっております。10月に運開するという予定で、こちらの右端の方の大きな設備が古い火力発電所でございます。ちょうどこの鉄塔が建っているあたりですね。このあたりに2号機を建設していくというものでございます。

それで、調査の概要ですけれども、円借款の準備調査ということで、事業の必要性、事業費、実施スケジュール、F/Sレベルの設計といったものを検討いたします。既にウズベキスタン側によりPre-F/Sが作成されておりまして、それをレビューするところから始める予定でございます。さらにそこから詳細な計画の検討を加えまして、F/Sを実施し、環境社会配慮についても対応してまいるという予定です。実施機関はウズベキスタンの電力公社、Uzbekenergoという組織になっております。

環境社会配慮事項ですが、本件火力発電セクターに該当するためカテゴリー分類はAと

なっております。また、先ほど写真でちょうど鉄塔が建っている場所に2号機ができますので、その鉄塔を移設する必要が生じまして、その迂回経路上に30軒程度の住居がございます。実際に人が住んでいるのは10軒、建設中のものが20軒ということですが、移転が生じるということです。既にEIAレポートが承認されておりまして、その中で公聴会の議事録なんかも入っております。実際に移転住民を対象にした公聴会というのを2012年の1月に実施しておりますので、こういった議論がなされたか確認をいたしまして、必要に応じて本調査の中で住民移転計画の策定支援等を行ってまいる予定にしております。

先ほど申し上げましたとおり、EIA報告書は作成されておりまして、先方政府の国家自然保護委員会というところが2月12日付で承認をしております。こちらの方も調査の中でレビューを行い、必要に応じて補足調査を行います。

これが先ほどご説明した火力発電所の既設設備の概要です。

青字で示したのが1号機、2号機ということで、コンバインドサイクルユニット1号機に入れかわるものです。赤字で示したものが3号機、8号機で、今回の近代化事業によりコンバインドサイクルユニット2号機に入れ替える対象になっています。もともと左端の数字が定格出力なんですけれども、その右側にある数字が現有出力ということで、大体発電出力は8割ぐらいまで落ちております。更に、熱供給能力については5割ぐらいまで能力が落ちてしまっています。

実際にリプレースする際に、その前後でこういった違いになるのかというところをPre-F/Sの報告書から抜粋いたしました。3号機と8号機を合わせた定格310メガワット、こちらがガスコンバインドサイクルで450メガワットに変わります。ただ、効率の方が上がりますので、実際の燃料消費量としては年間約8億2,000万立方メートルであまり変わらない水準ということになります。

今後のスケジュールですけれども、7月から現地調査が始まりまして、ワーキンググループを8月17日に開催させていただければと考えております。この中でスコーピング案、実際にはEIAレポートの中身をご紹介いたしまして、そこで不十分な点がないかどうかというのを審議いただければと考えております。公聴会もこういった議論がなされて、補償がなされているのか、住民移転計画が策定されているのかといったところを確認した上で、必要であればステークホルダーミーティング、補足的に行う必要があれば通常のガイドラインに沿って2回今のところ記載しておりますが、こういったものの開催も念頭に置いております。それと、ドラフトができました時点で報告書に対する審議をしていただくとい

う点、また、円借款供与を想定しておりますので、年度末にかけての環境レビューを予定しております。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。はい、谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 これ、ガス炊きですか。

○小早川 はい、そうです。

○谷本委員 ガス田はどこにあって、どういうふうに持ってこられるんですか。

○小早川 ガス田は大体ウズベキスタンの西の方にガス田があって、ちょっと今、ナボイにどのガス田から持ってきているのかという位置はちょっと明確にはお示しできないんですけども、パイプラインで既にナボイの既設の発電所につながっていますので、そちらを2号機の方に持ってくるということで、特に新規のパイプラインの建設は予定されておりません。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。はい、松下委員。

○松下委員 効率が向上されて発電量も増えるわけですが、結果として例えば温室効果ガスの排出量などはどういうふうになるか予測されているのでしょうか。

○小早川 詳細はEIAレポートの中でそのあたりの比較もしておりますので、詳しい分析の結果はワーキンググループでお示ししたいと思うんですけども、燃料の消費量が基本的には変わらないということで、普通に考えますと、そこから出てくる排ガスなんかも量としてはそんなに変わらない、むしろキロワットアワー当たりの排出量は改善していくというようなことになると思います。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

では、よろしければこのあたりで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

では、議題でいくと、次は環境レビュー段階における報告ということでよろしいですか。

では、2-2の方に移らせていただきます。こちらがフィリピンの高速道路建設事業の環境レビュー段階における報告ということですね。

○柳内 フィリピン担当の柳内と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日、お手元に資料を3点ご用意しております。まず一つ目、今スライドに映っておりますパワーポイントをプリントアウトしたものでございます。それから、対照表になっております協力準

備調査報告書ドラフト（助言対象方針案）というものでございます。それから、最後3点目がA3の環境レビュー方針、以上の3点でございます。今回は全体会合ということもございまして、案件の概要につきまして、簡単ではございますが、パワーポイントの方で説明させていただきます。

構成でございますが、1番目に事業の背景と目的、2番目に事業概要、3番目に環境社会配慮関連事項、最後4番目に事業スケジュール（予定）というものでございます。

背景でございますが、フィリピンにおける産業空間形成という観点での事業です。メトロマニラでは、産業用地の新規開拓の余地がほとんど土地のスペース上なく、メトロマニラの南北に工業団地が立地してございます。そのうちの南部工業地帯ということでございまして、メトロマニラの南部に位置するカビテ・ラグナ地域には10の経済区に約330社の電機メーカー等々の日系企業が進出してございます。

一方でございますが、カビテ・ラグナ地区には、マニラーカビテ湾岸道路（CAVITEX）と南ルソン高速道路（SLEX）という二つの高速道路しか存在しておりません。このことから高速道路へアクセスするには供用中の国道に依存しております。国道の方に容量を超える交通量というものがございまして、ピーク時における混雑の問題点から、円滑な物流が阻害されているというものでございます。このような背景を踏まえまして、CAVITEXとSLEXを連結するような形でのカビテ・ラグナ高速道路を建設するというものが本事業でございます。カビテ・ラグナ地域の南部工業地帯の都市環境の改善に寄与するというのが目的です、具体的には区間分離ということでございまして、カビテ・ラグナ高速道路のうちのラグナ区間を対象に円借款の供与を検討するものでございます。

事業概要でございますが、左側の地図に示されているスービック、クラーク、マニラ、バタンガス、SCMB物流回路とフィリピン政府は呼んでおりますけれども、同回路の整備に高い優先度を置いているものでございます。そのうちの南部のカビテ・ラグナ地域のラグナ区間の高速道路、片側2車線で全4車線、全長約18.1キロメートルの高速道路を整備するものでございます。

事業スコープでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、SCMB物流回路の整備ということで、その中の18.1キロメートルの高速道路を建設するものです。その他4カ所のインターチェンジ、橋梁、側道もあわせて事業スコープに含まれております。現時点でのコスト積算ということでございますが、総事業費としまして394億円、うち円借款

対象額が249億円を見積もっております。実施機関は公共事業道路省でございます。

環境社会配慮関連事項でございますが、カテゴリー分類はAでございます。環境関連書類に関して、環境アセスメント報告書は、環境天然資源省に提出済み、現在環境クリアランスの承認の途中でございます。本年7月に承認見込みというふうに聞いております。用地取得でございますが、約100ヘクタールの必要がございます。移転対象が約50世帯、その他約130世帯の農地に影響が及ぶ可能性がございます。詳しくは審査時に確認したいと考えております。

その他でございますが、汚染対策としまして、建設中は防音壁の設置でございますとか低騒音型の建設機械の導入、散水作業でございますとか排水量に配慮した工事方法の導入の対策がとられる他、供用時におきましては、防音壁の設置でございますとか二重窓の設置が考えられております。自然環境面でございますが、本事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺の該当しておりませんので、自然環境への望ましくない影響というのは最小限かと考えております。モニタリング等でございますが、環境管理計画に基づき、工事中は施工業者が、供用時は民間事業者が行うということになってございます。

最後、事業実施スケジュールでございますが、関連の許認可取得後、L/A締結、入札手続のプロセスを経まして、2013年後半からD/Dが開始されまして、2015年前半より土木工事が開始するというスケジュールになってございます。

説明が長くなりましたが、本事業の背景、概要は以上になります。

○石黒 それでは、協力準備調査報告書のドラフトの助言対処方針案について、かいつまんでご説明させていただきます。

お手元の資料の方をご覧ください。

1番、2番についてはご指摘どおりのファイナルドラフトレポートの方に記載する予定でございます。

3番、4番についてもご指摘どおりです。特に3番のZoning Ordinanceの実効性の件については、6月のミッション時に実施機関であるDPWHの方に申し入れました。また、次の審査ミッションの際にも同様に申し入れて、先方の検討状況を確認する予定でございます。4番の景観の件についても、ファイナルレポートで提言いたします。

それから、騒音の予測に関します内容が5番、6番、7番でございますけれども、騒音予測値については再度見直しを行っておりまして、基準を超過しているところには先ほど説

明がありましたけれども、防音壁、舗装工法、二重窓化を中心に検討して、結果をファイナルレポートに記載いたします。それから、モニタリング計画の件についても、先方の実施機関と確認済みでございます。

8番については、助言どおりファイナルレポートに記載いたします。

9番でございますけれども、今回道路の管理主体が民間の会社になる予定でございますので、そのときにきちんと環境社会配慮のモニタリングを、民間事業者が引き継ぐというようなことを実施機関と確認しております。

10番、11番でございますけれども、ご指摘どおりの対応をいたします。

それから、12番でございますけれども、これは住民移転補償の上限の1万5,000ペソということでございますけれども、これについては、これを超えた支援の可能性についても検討すべきである点を先般の6月のミッションで申し入れてあります。

13番では、これは運転手の訓練の話でございましたけれども、ファイナルレポートにて運転手の訓練の実施団体及び対象者の案を例示いたします。

14番、インタビューの調査の対象の選定方法でございましたけれども、これについても回答率4割、残りの6割について農地の保有者の特性を推定して、ファイナルレポートにて補足の説明を追記いたします。

それから、15、16、農地保有者への補償の件ですけれども、これについても先般の6月のミッションのときに住民ヒアリングの結果、金銭補償よりも代替地を要望している点を実施機関の方に申し伝えました。また、審査ミッションの際にもこの点について先方と念押し確認をいたします。

以上でございます。

○柳内 最後、A3の環境レビュー方針でございますが、助言を踏まえまして、A3資料の方をご覧くださいと思います。本件をもちまして、次回のミッションにおきましてフィリピン側との協議に臨みたいと考えております。A3の方でございますが、上半分が確認済みの事項ということでございまして、準備調査、これまでの我々のミッション等の確認結果を踏まえて明らかになってきたというものでございます。下半分が環境レビュー方針ということでございまして、先方政府と今後協議することを考えている内容です。

具体的な環境レビュー方針でございますが、全般的事項ということでございまして、一つ目、許認可でございますとか、二つ目として情報公開の方法、三つ目として住民協議について、これらの点について確認していきたいと考えておりますとともに、モニタリング

計画に基づく提出用フォームでございますとか環境管理計画、供用後のコンセッションアによるモニタリング計画及び環境管理計画の確実な実施と報告について、先方政府と適切な内容を確保すべく議論していきたいと考えております。

二つ目のコラムに移りまして、公害関連でございます。大気質、騒音・振動、水質、廃棄物の対策を確認するとともに、追加的な施策について議論していきたいと考えております。

具体的には、大気質に関しましては、供用後の緩和策としまして道路への散水でございますとか、植栽の実施等の可否について、騒音・振動につきましては、先ほど説明申し上げましたが、防音壁や二重窓等の具体的な設置規模を確認して、これらのコストを工事費に計上しまして、事業計画・環境管理計画に反映するよう議論したいと考えております。水質でございますが、供用後における雨水排水路の設置の実施可否について、最後、廃棄物でございますが、工事廃棄物でございますとか有害廃棄物の有無とその対策を確認していきたいと考えております。

一番右側、最後のコラム、社会環境でございますが、住民移転に関する補償内容やこれまでの説明状況、今後の対策を先方政府に確認するとともに、特にということで、農地所有者の6割弱が金銭補償ではなく、土地の確保を希望しているという状況がございますので、こういった状況を踏まえまして、代替地の確保状況について明らかにするよう先方政府に申し入れを行いたいと考えております。生活・生計向上でございますが、Social Development Planやその他の生計回復プログラムの内容が適切なものになっているのかということについて、先方政府に確認していきたいと考えております。

以上のような環境レビュー方針をもちまして、先方と実施の協議について臨みたいと考えておりますので、ご助言の方を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、お気づきの点ありましたら、お願いをいたします。はい、松本委員。

○松本委員 もしかして既にワーキンググループ等で議論されているのかもしれませんが、いただいた資料からいくと少しよくわからないのがA4の紙の社会環境の部分の用地取得・住民移転のところなんです、上の段ですけれども、ここに書かれているのは、A3の方ですね。上の方ですけれども、PAPsのうち69%、農地に影響を受けるPAPsのうち42%が事業に賛成していないと書いてあるんですよね。結構ちょっと衝撃的な一言だったんですけれども、しかし、下の方の社会環境を見ると、補償のことは書いてありますし、

代替地のことは確かに今ご説明いただいたように書いてあります。つまり事業に賛成していないのは、これらが原因で事業に賛成していないという分析なのかと想像するんですが、その点をちょっと確認したいのと、本当にそれで大丈夫だという議論にワーキンググループ以来なってきたのかどうかをちょっと確認したいというふうに思っています。

○武藤 今の点、ありがとうございます。おっしゃるとおり、そのパーセンテージに書いてございます住民の方々、被影響住民が事業に賛成していない、こちら英語で言いますと、"not in favor of the project"ということでございます。それは線形に反対なのか、それとも今提示されているいろいろな将来の補償も含め賛成していないのかということは必ずしも一人一人全員に関して明らかになっているところではございませんが、少なくとも私ども今の情報で得ておりますのは、8世帯は線形そのものに反対で、そのの方々に対しては非常に丁寧に代替の場所を探すようなアクションを既に先方政府の方もとり始めております。残りの方々については、これからのプロセスの中で、線形に反対なのか、補償内容に反対なのか、交渉の過程でどのような話でまとまり得るのかというのを確認していきたいかと思えます。

○松本委員 やはりそのあたりのことは、この下の段に書かれる必要があるんじゃないかと思えますね。つまりわかっているものはそれでいいと思えますが、そもそもどうしてこの事業にこの"not in favor of"なのかということをもう少ししっかりと確認した上で、その状態のまま事業の融資を決めるなんていうことは、やはりしないでほしいというのがありますので、そこはもう少し丁寧に書いた方がいいと思えますが。

○武藤 ありがとうございます。A3の下半分の一番右の社会環境の用地取得・住民移転のところの3)でございますが、ここでこれから確認する重点事項としてPAPsが事業に対し、反対の内容、理由、説明状況、今後対策とこれについて確認すると書かせていただいております。そういう趣旨で書いてございまして、細かいところまでちょっとこのところでは書いてございませんということです。

○松本委員 1点よろしいですか。それについては、やはり確認するだけではなくて、これは確保する必要があると思うんですね。つまり「ああ、こういう理由で反対ですか」でおしまいではなくて、やはりその反対のまま進めるというのは、理由がわかっただけでは困るので、やはりそのPAPsの方々が納得できる形になるまで、そこは粘り強く審査段階で議論をされて、見切り発車にならないような形をぜひとっていただきたいと思えます。

○武藤 ありがとうございます。審査への準備をその考え方で進めさせていただきます。

○村山委員長 他にいかかでしょうか。はい、満田委員。

○満田委員 この案件そのものに対するコメントではないんですが、環境レビュー方針に関する全体会議でのかけ方とワーキンググループでのかけ方についてなんですが、ちょっとこの案件についてではなくて恐縮なんですが、ムラがあるように感じているんですね。先ほどインドのムンバイの地下鉄案件については、このA3の紙が出てこずに、そして、住民移転の規模ですとか内わけですね、そこら辺についても情報がなかったわけなんです。その段階でいきなり環境レビュー方針についてワーキンググループをやるというのは、やや危険といいますか、いきなり多分担当委員はF/SとEIAと住民移転計画と、それに関するJICAのレビュー結果と、さらにこの環境レビュー方針を全部見なくてはならないということになって、これはかなり一気に他の案件でいえば、協力準備調査のスコーピングとドラフトファイナルレポートを見ていたのを一気にやることになると思うんですね。

ですから、これは審査部へのお願いなんですが、助言委員会にかけるときは、このようにある程度案件の環境社会面でのポイントや内容がわかるような紙を事業部につくっていただくようにしてかけていただいた方が内容ある議論ができると思うんです。すみません、ちょっとこのフィリピンの案件についてではなくて、仮にこちらの方が先に今議論されていたとしたら、かなりそこら辺の違いというのが際立ったんじゃないかと思うんですが、ある程度はそろえていただきたいなと思いました。

すみません、ちょっとこの案件についてではないんですが。

○河野 ありがとうございます。この点については以前もご議論させていただいたのですが、確かにおっしゃるとおり、インドの件については、今回は少し説明が足りなかったと我々も認識しております。その点はお詫びしたいと思います。以前、委員会の中で全体会合でどういった形で説明するかということを経験したときには、基本的に今日のフィリピンのような案件で、ご助言を求めない場合、つまり、既に調査を行ってドラフトファイナルレポートまでのご助言をいただいたものについては、デフォルトとして詳しい環境レビュー方針を外させていただいて、基本的には環境レビューワーキンググループは行わない方向ということかと思っております。

他方、インドの案件みたいに協力準備調査を行っていないものについては、基本的に助言委員会ワーキンググループに助言をお願いするということです。以前説明した内容に基づきますと、環境レビュー方針の概要までは説明しなくてはいけなかったもので、その点についてはもう少しわかる形にして今後はやっていきたいと思っております。

○田中副委員長 今いただいたA3の資料で、ちょっとこれ確認ですが、上の段の公害関連のところの廃棄物のところですけども、工事中の緩和策としての衛生施設の設置、これはこれで了解しますが、その後、一般廃棄物の収集、それからごみ捨て場への廃棄とあります。これもこれでなるほどと。多分工事中から出てくるごみのことだと思うんですが、これ、産業廃棄物、いわゆる工事廃棄物といいますか、それについての対応はどこか整理されていたでしょうか。

○石黒 同じ表中の今パワーポイントにてお示した箇所でございますけれども、工事中、特に切削の土砂の処理方法及び有害廃棄物等の有無の確認とその対策について、先方政府に確認する予定でございます。

○田中副委員長 要するにレビュー方針の下の段に整理されていると、こういうことですね。わかりました。

○村山委員長 他、いかがでしょうか。はい、岡山委員。

○岡山委員 すみません、ちょっと事業そのものについて教えていただきたいんですが、フィリピンの高速道路を見ていると、昔は結構コンクリート製の高速道路が多くて、コンクリートの方が、耐久性が高いので、お金は高いんですけども、その方がメンテナンス費が安いかもしれないと。ただ一方では、日本はアスファルトを敷く道路が多いと思うんですけども、その方が実際にはイニシャルコストも安いし、メンテナンスもしやすいけれども、そのかわりメンテナンスの頻度が高くなるんですということをお聞きしたことがあるんです。本件はどういう道路なんでしょうか。

○石黒 今回の道路はアスファルト舗装になります。今供用されている高速道路についてもアスファルトの舗装がほとんどです。もちろん地方道などの少しグレードが下がる道路の一部については、コンクリート舗装というのもございます。コンクリート舗装ですと、乗り心地がアスファルトに比べてよくありません。それから、舗装後、養生期間が必要ですので、一般の交通へ供用を開始するのに期間がかかります。アスファルト道路ですと、比較的供用までの期間というのは短くて済みます。これらの点を総合的にフィリピン政府の中で検討された結果と理解しております。

○村山委員長 では、他にいかがでしょう。よろしいですか。

もしないようでしたら、このあたりでこの案件については終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、スケジュールの確認をした後に休憩にしたいと思いますので、2-3の方をよろし

くお願いします。

○河野 お手元の議事次第の裏のペーパーになります。全部で五つございます。村山先生、すみません、フィリピンのこの道路の案件はワーキンググループをやるかどうかということのご議論をお願いいたします。

○村山委員長 この案件については既に協力準備調査をやって、こちらの方でも助言を出したという状況で今日ご報告をいただいたわけですが、デフォルトとしてはワーキングを開かないということになっていますけれども、ワーキングを開いた方がいいというご意見があれば、その方向を検討するということですね。いかがでしょうか。もし特にご意見がなければワーキングを開かないという方向で進めたいと思います。

では、その形でお願いします。

○河野 それでは、お手元のペーパーに沿ってひとつ確認していきます。

まず、7月27日金曜日ですね。先ほどお話のありましたアフガニスタンの道路事業のスコoping案ということでございます。今、担当されている委員が鋤柄委員、平山委員、作本委員ということでございます。できましたら、あとお一人ぐらいお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

日比委員ですね。

○田中副委員長 可能は可能なんですけど、ちょっと時間が早くなれば助かるんですが、あまり時間がとれない、夕方にちょっと予定が入っているものですから、例えば1時半ぐらいからとか30分でも。

○河野 他の委員の方々はいかがでしょうか。

場所は大丈夫なので、もし他の委員がよろしければ1時半から開始ということでも考えられるのですが、いかがでしょうか。

○鋤柄委員 私は大丈夫です。

○河野 平山委員もよろしいですか。

○平山委員 私も大丈夫です。

○河野 では、27日は1時半から4時半ということでお願いいたします。

続きまして、7月30日、インドのムンバイメトロですね。今予定しているのが長谷川委員、松下委員、松本委員でございます。他にご希望の方いらっしゃればお願いしたいと思います。原嶋委員ですね。

○松本委員 松本ですが、とてもやりたいんですが、ちょっと都合がよくないんですよ。

メールだけではあれだと思うので、もし四人いてさらにメールであれば多分いいと思うんですが、どなたかいらっしゃれば。コメントは出したいんですけども。

○原嶋委員 これ、先ほどありましたけれども、結構大変ですよ。満田先生おっしゃったけれども、結構。自分で言うのもなんですけれども、大変ですよ。

○河野 どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○佐藤委員 作業はいつまで、いつやるんですか。それによって。

○河野 通常と同じように、12営業日前までに我々の方から関連の資料を送らせていただいて、31日のワーキンググループということになります。

○佐藤委員 そのコメントを出すのがいつなんですか。

○河野 20日ということでございます。

それでは、今日欠席の委員の方々に1度声をかけさせていただいて、もし難しいようであれば三人の方プラス松本委員のメール審議という形でお願いできればと思います。

続きまして、8月17日ですね。先ほどご説明しましたウズベキスタンのナボイ火力でございます。予定されていますのは、田中委員、二宮委員、松下委員、村山委員長、あと石田委員からご希望とお聞きしていますが、他にご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、この五人の方ということでお願いいたします。

続きまして、ベトナムの高速道路、PPP案件ですね。このスコーピング案ということでございます。これは8月の全体会合でご説明させていただきますが、今予定されているのが長谷川委員、早瀬委員、原嶋委員、米田委員ということでございます。他にご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○石田委員 石田ですけども、お願いできますか。

○河野 はい、わかりました、石田委員。それでは、この五人ということでお願いいたします。

続きまして、8月24日、バングラデシュの橋梁案件ですね。このドラフトファイナルレポートの助言委員会でございます。今予定されていますのが佐藤委員、谷本委員、今回8月の会合から新しく参加されます清水谷委員、あと石田委員からご希望ということで承っております。

○石田委員 すみません、24日は私が間違えたようなので、24日は取り消していただけますか。ごめんなさい。20日を希望いたします。

○河野 わかりました。すみません、失礼いたしました。それでは、今三人ですので、他

にご希望の方、いらっしゃいますでしょうか。では、岡山委員。

では、他にいらっしゃらないようであれば、この委員の先生方でお願いしたいと思いません。

スケジュール関係は以上でございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。よろしいですか。

○青木 すみません、1点だけなんですけど、先ほどの1時半からの件なんですけど、会議室は押さえられているんですけども、このケーブルの準備ですとかということがありますので、一旦30分本当に繰り上げられるかどうかというのを確認させてください。

○村山委員長 では、よろしいですね。では、休憩を5分程度させていただきます。

午後4時07分休憩

午後4時15分再開

○村山委員長 それでは、再開をさせていただきます。

次の案件が3番ですが、ワーキンググループ会合の報告と助言文書の確定ということになります。今日は1件で、ウガンダの水力発電所整備事業の準備調査スコーピング案です。

では、こちらについてはワーキングの主査を石田委員にお願いしていましたので、まずご説明をお願いいたします。

○石田委員 はい、わかりました。それでは、お手数ですけれども、スライドを出していただけますか。

皆さんお手元にお配りしている助言案とは別にちょっと説明スライドをつくりましたので、まずそれを解説させていただいてから、助言案そのものの説明をなるべく簡潔にしたいと思います。助言案が私たち委員の印象と多分共通の思いとして、何でこんなにもめるんだろうというのはあるんですね、正直な話をすると。それは、そもそもなぜこれほどある意味議論が空転しているのかと考えると、やはり原則としてという言葉が多分問題。これは多分一つ大きな課題だと思うんです。それは委員の中からも、ワーキンググループの中でも指摘は出ていました。ですから、そこはちょっと赤で示していただきましたが、要はこれですね。これがJICAが定められている、JICAが定めるんじゃないくて、ごめんなさい、これをつくった人たちが定めた憲法なんですね。これ、いかようにも読めます。解釈の幅でもめるのは、もうそろそろ決着をつけたいなという思いはあります。すみません、今日は主査ですので、割りと思いついて言わせていただきます。そろそろもう決着をつけてほしいと思います、これには。

それで、次、お願いします。助言形成の目的は、まず前回の全体会合でも両論併記してくださいということだったので、まず併記しました。それから、次は合理的と判断でき得る解を求めるために、より踏み込んだ助言をしています。そのことはこの後の私の説明でも多分繰り返し言うと思いますので、よろしくお願いします。

次、お願いします。もう一つ回していただけますか。

先にスライドにいきますけれども、ワーキンググループの委員会を開いてみると、委員会の皆様のそれぞれの専門からかなり問題意識がいろいろありまして、一番大きな問題意識は赤い枠で囲んだ二つですね。まず一つは、調査の中止を提言された委員の方々というのは、要するに合理的理由が現在のところできていないと。JICAの側から提示された五つの理由というのは、合理的理由が明示できていないこと、それからあと、明らかにガイドラインに抵触するという解釈をなされたので、ですので中止を勧告しているということですね。もう一つの立場は、調査は行ってくださいと。ただし、方針についてはほぼ書き直してくださいという考え方ですね。今のままの方針では到底認められないと。こういう方針をちゃんと入れてくださいと。そこにいろいろ書かれているように、本当に七つほどの大項目に分けられるぐらいの大きな方針を入れて、それを先方政府とも共通認識したうえで調査に臨んでくださいということなんです。これについては、この後の助言案を読むときに触れてみたいと思います。それからいよいよ各論ですね。代替案の検討、これがモニタリング。これがいわば赤枠では囲んでいないところが通常やるところなんです。少なくとも私の認識では、今回は赤枠を重視して助言案をつくったつもりです。ワーキンググループ委員会の委員の先生方とはまた少し問題意識が違うかもしれませんが、私としてはそういうつもりでまとめました。つまり各論だけいじっても、もうこれ、出ないんですよ、解が。出てこない。だから、もう一段上に上って、一段高いところからやってみたかったというところですね。

それともう一点言えることは、事業を実施するかどうかだけで綱引きをしても、そういう話じゃないと思うんです。ここは生物多様性が豊かで、これからウガンダがこの自然資源を未来へ長く、持続可能な使い方をして、持続可能ですよ、持続可能な。短期的じゃなくて持続可能な、これ他の委員の方も何人も言われていましたけれども、持続可能な使い方をして、環境と折り合いをつけながら経済発展をしていこうという場所ですので、だったら、まず最初にわからなきゃいけないのは、環境と開発についてのレベルをどう折り合いをつけるかなんです。そのレベルでやめるのだったらやめていいし、開発するん

だったら開発するという話をしなきゃいけないのであって、事業アセスをしても始まらないというのが私の問題意識でした。

すみません、ちょっと主査をやらせていただいたので、まことに勝手ながら以上のような意見表明をさせていただいた上で、次のスライドをお願いします。ですので、助言の及ぶ範囲というのはかなり大きいです。まず一つは調査のサイクルですね。目的、方針、方法についてもかなり触れています。それから、調査の実施に対してもかなり注文を出しています。それから、調査結果の提示に対しても、かなり提言をさせていただきました。

次、お願いします。次に、今度はより広い範囲についても助言をしているわけですね。もう先ほどと繰り返しになりますけれども、例えば上から二つ目、相手国の流域利用スタンスについても注文をつけているし、それから合意形成、こういうところは、普通はなかなか言わないんですけれども、今回は入れています。それから、ここはナイル川上流域、ビクトリアナイル川上流域の非常に貴重な流域資源ですので、多国間の合意形成の場がありますから、そこで持続可能な利用を図ってほしいというようなことも言っています。それから、最後に生態系、自然、社会の調査の方法について、ここもかなり細かく注文をつけています。というのは、やはり私たちの委員の危機感に近いような、それは私が持った危機感に近いような意識というのは、この調査では多分知りたいことは出てこないだろうと。今提言されている調査ではと思ったからです。

あともう一つ、あわせて言わせていただきますと、このときに1時間近くオーバーして議論したんですが、やはりその時間だけでは調査の方法について細かくいわゆる質を上げるような議論までは到底できませんでした。それだけをご承知おきください。ただ、助言の中に含めるようにしました。

すみません、冒頭から非常にきつい言い方になってしまったようなんですが、私たちは当然、私としても非常に冷静に対応したつもりですので、何もJICAに喧嘩を売っているわけではありませぬので、その点はご了承ください。少なくとも私は質のいい調査をしていただいて、質のいい結果を見たいと思っているというのがスタンスです。

では、助言案にいきましょう。

助言案のまず前文が1ページ半にわたるというのは、そういう背景があったということだをご理解ください。大分読んでしまいました。簡単に説明しますと、今まで全体会合でもこの調査に関しては意見の統一が得られていないと。それから、反対される委員の中にもやはりいわゆる温度差があって、絶対これは中止すべきだ、調査はできないという方

もいらっしゃれば、例えば私のように調査はやってください、ただし、質のいい調査をしてくださいというそういう幅の中で皆さんいらっしゃると思うんですね。そのことをまず書きました。それから、上記ガイドラインで予防原則や生態系の脆弱性や生態系が1度壊れると不可逆的な性質を考えると、極力ガイドラインの例外規定というのは、極力限定的に考えるべきであり、慎重な対応が必要であると。これを敷衍すると、要するにここいかなる国立公園の中でもやってはいけないという態度になるわけですね。それが多分一番、左か右かわかりませんが、どちらかの端にいるわけです。

次が大事です。「しかしながら」なんです。日本の国立公園もそうなんです、自然保護地域の 카테고리 というのは本当に多様であり、国が定めて多様なんです。このガイドラインでは、原則としてしか書いていないわけです。だから、例外はこういうものですよという全然詳細項目がないと。実際に各国は目的外の事業程度についてもいろんな段階を設けているということですので、ガイドラインを見ただけでは、もうガイドラインに準拠した議論だけではもうできないんですね。それで事業をやるべきだ、やらないべきだと言ってももう始まらないというのが少なくとも私の認識です。ということで全部以下に続くわけですね。

ですので、平行線をたどる議論はやめましょうと。そのためにやっていただきたいのは、アフリカでは大型哺乳類を含めた生物多様性、水資源が多いところは非常にうまく使い方をしてくださいと。うまく使い方をする方法や、それから予想される影響、最小限に抑える方法、それから、そういう環境影響評価の限界についても調査すると同時に、ウガンダ国やステークホルダーに提示することも必要でありますと。もちろん前提としてはしっかりとした調査をしてくださいということなんですね。

それから、さらにこれもとても大事なポイントなんです、環境への影響評価と配慮と、要するに削ったものを削らないでどういうふうにするかということだけじゃなくて、これ、事業の目的というのは電力供給を得るという便益なわけですから、それが十分に正当化されるだけの社会的・環境的費用、つまり国立公園の一部を使用すると。場合によっては動物群の一部のポピュレーションが減少するかもしれないというそういう危険を犯してまでも十分な便益が社会的に十分正当化されるかどうかについても、その評価が必要なんです。これは実際調査では全く含まれていないです、今のところ。だから、それもやってくださいと言っているわけです。

そういうことも含めて、今から調査に対する助言または調査中止の助言について簡単に

説明させていただきます。その結果、申しわけありませんが、80項目になっちゃいました。それから、重複があるということも重々承知していますが、そこは、実は主査としての力不足で、これ以上ちょっとできなかったものですから、非常にずるい言い方なんです、皆様のお知恵をおかりして整理することも可能かなと思って、期待してここに来ています。

では、まず調査中止への助言ですね。これは一つの大きな柱なんですね。環境ガイドラインで自然保護を目的とした地域では事業を禁じていますと。だから、かつ合理的に事業をやっているといふとJICA側で明示されていないということなので、これは明らかにガイドラインに抵触するので、本準備調査そのものを中止してくださいと。または合理的にやっているといいという理由が確認されるまでの間中断をしてください。中断ないしは中止の申し出、これが両論併記の一つです。

以下、調査を実施する場合の助言です。

まず、全体というところを見まして、この全体というのが私たちの委員会の中で一番ミソになったところだと思います。

まず最初に、今回のいろんな助言を踏まえた上で調査計画と調査方針をもう一回作り直してくださいということです、平たく言うと。1ページめくっていただいて、3番は相手国政府の姿勢、態度、それから資源の利用、地域の利用について直球を投げているわけですね。そもそも「ウ」国政府は、アヤゴ地域を含めるマーチソンフォールズ国立公園を保存地域なのか開発・活用する地域かそこが不明であると。だから、それをまず明らかにしなさいと。その際には短期・長期の利益、それから自然保護についても考えながら明らかにしてくださいと。JICAはもちろんその意思を確認して、その認識を共有しながら事業をやるにしろ何にせよ、継続的にそれをずっと続けてくださいということですね。だから、これは具体的な事業云々というよりも、まずは相手国政府のスタンスを聞いているかなりユニークなというか、とても必要なことなわけですね、自然保護と環境を両立させるためには。

4番がここも非常に委員の方々に頑張っていたんですが、まずは希少種、これも何でも繰り返しありましたけれども、希少種だけを評価するのが生態系を評価することではないと。それから、地域も小さなアヤゴという地域だけにとどまるのではないと。そういう方法論も含めて環境影響評価をしてくださいと。そのためには、やはりマーチソンフォールズナショナル国立公園というところの全体の基礎的データ、概観、だから住んでいる人たちや大きさや動物がどうだとか、目的、面積、管理はだれがしているかという

ようなこともちゃんとベーシックなデータセットとして出してくださいと。つまりそれが今回なかったんですね。ないということは、こちらから見れば、そういう環境影響の広がりや認識していないと。つまり生態系を本当に特定の小さな場所のものとしてほとんど動かないものとして認識してしまっていると。恐らくそれでは多分とおらないです。とおらないと思います。生態系の人たちに見せたら、多分とおらないですね。だから、そういうところは今からでもできますから、データセットをちゃんと出して、欠けている点を書いてくださいということなんです。

それから、5番がこれもとても大切なコンセプトで、「ウ」国やステークホルダーがいろんな環境影響の大きさや国際世論を加味しながら、自発的に判断をすることがとても重要であるということですね。かつ彼ら自身が自分たちで許容できる変化、Acceptable Changeですね。だから、ここには環境の一部を改変することも含まれるかもしれません。多分含まれると思います。ただし、それは許容できる変化であること。そうすると、だれが許容するかということではいろんなステークホルダーが入ってくる必要があるんですよ。だから、ここには社会調査も当然含まれてくるわけで、そのAcceptable Changeをウガンダ、ステークホルダー、JICAで共通認識を持てる場をもって協議し、できるようであれば成文化をしてください。それも調査ですよということなんです。ここもとても大事だと思います。

それから6番は、現在既に流域を共有する国家間の連絡会議というのがあるというふうにJICAの方からご説明を受けました。その中で水資源の利用、管理について、資源が持続可能な形で活用されるという体制が今もあり、今後も維持されることをJICA側は継続的に確認してくださいというお願いですね。

それから、7番はこの皆さんも何度か図をご覧になられたと思うんですけども、マーチソンフォールズ国立公園からビクトリアナイル川水系上流域に関しては、いわゆる水力開発は我が国だけじゃなくていろんな地点で10もありましたかね、進んでいるわけですね。イシンバ地点ではいろんな影響が病原菌媒介生物の発生源とか出ているわけです。そういうものが例え他国がやられたものとしても、その影響をやはり記述し、考慮し、こちらとしてもそういうものがないかもちゃんと把握しておいてくださいという指摘ですね。つまりアヤゴという小さな地域だけに限らず、やっぱりマーチソンフォールズの中で、より広い地域からの教訓を得たり、影響をちゃんと図ってくださいということです。

それから、8番は生物学的調査、生態系調査については、体制を整えていただきたいと。

設計、調査方法も含めて関連する研究者、それから研究者ステアリングコミッティにアドバイスを研究者グループ、EAGと言いますが、それがあつるんですけども、そこの連帯や目的を明確にして役割をきちんとしてくださいということですね。つまり英語で言えばワーカブル、機能する体制を整えてくださいということです。これについても後からまた詳しく出てきたと思います。

さらに9番は私ですけども、いろいろなこういう方針をたくさん述べさせていただきましたので、その方針にのつとつた形で社会調査、生態系調査の目的を具体化して書いてくださいと。社会調査も生態系調査もいきなりライオンを何々調べるとか、社会調査で何戸数調べるとかいきなり出てくるんですよ。それは項目としてはわかりますけれども、やっぱり目的があるわけですね。何のためにこの社会調査をします、何のためにこのライオンを調べますと。ライオンはどこまで調べなきゃいけないということもやっぱりそういう目的を書いていただきたいと。これだけ助言を書きましたから、この助言を参考にしながら目的は書けるんじゃないかというふうに思います。

10番はちょっと細々としたことなんですけど、これは全部生態系です。1番目がこれはダブルですけども、中長期的な尺度で生物多様性の遺産を継続する方向を守ることを目指して、そのための方針と具体策を盛り込んでくださいと。つまり電源開発をやるのであれば、片や、ちゃんと生物多様性の遺産を守りますということを明言して、ちゃんと具体的にそれを書いてくださいというお願いですね。それから、(イ)もこの後にも出てきますけれども、希少種、絶滅危惧種の保全だけでなくて一般種、それから生態系を支えている種、それから地域で人々、住民が利用している食料としての動植物の重要性にも触れて、その取り扱い、つまり事業を行うわけですから、どこか削るわけですね。削ったりすると影響が出るわけですから、そういう彼らとの折り合いをどうつけるのかというところの方針と具体策を書いてくださいと。それから、(ウ)も緩和策を考えると、プラスの回復をもたらす、生態系オフセットのような場所も想定しているのでしょうかと。しているのであれば、生物多様性の保持の観点から具体的にそれは書いていただきたいということです。

11番がこれも何かちょっと、11番は私、書きながら、これはまるで小姑みたいな助言だなと思いつつ、でも、他に表現が思いつかなかつたので、もうそのまま書いておきました。これまでの議論と経緯について、先方政府にちゃんと紹介してくださいと。いまだ日本の環境社会配慮委員会とJICAをめぐるやり取りでは、その議論は進行中であるという

ことを相手の理解を得たうえで調査実施の合意を取りつけて、そのことは調査報告書にちゃんと書いてくださいねと、そういうまるで念を二重、三重に押すような助言でちょっと心苦しかったんですが、やっぱりちょっと書いておきたかったので書きました。

以上が全体として私たちが持っている問題意識の発露だというふうに思っていたければと思います。

○村山委員長 すみません、少しスピードアップを。

○石田委員 わかりました、すみません。

○満田委員 実は帰らなくてはいけないので。

○石田委員 わかりました。スピードアップします、すみません。

では、代替案の検討は二つありまして、もう読んでいただいたから、では飛ばしますね。スコーピング案も飛ばしますね。

それから、生態系、植物調査も生態系の価値や評価も実施してくださいと。それから、生態系にもう少し具体的な指標を設けてくださいと。それから、20番、21番というのは、これはより重点的に、網羅的にやるんじゃなくてより重点的にやってくださいということと、航空調査は大切なので、それは忘れないでやってくださいと。それから22番は、カバやゾウへの調査ですね。それから、23番は先ほど申し上げました一般種に対するバランスなども考えてくださいと。それから、24番は今回の調査は昔の調査よりも進んでいることがあるでしょうから、活用できるようにしてくださいと。25番は十分に社会的・環境的な費用が正当化されるかどうかを検討してくださいと。それから、26番は今回の結果、提案された追加の調査は必ず実施してください。

27番、環境配慮ですけれども、これも事業全体としてネットで正の影響をもたらすことを十分に示して、もし事業をするのであれば、ネットで正の影響をもたらすことを示してくださいと。だから、これは調査中止と実はすごく関連しているんです。調査するのであれば、そのネットで正の影響を書いてくださいと。それから、28、アクセス道路による影響、それから地下水の騒音・振動、川の水位低下、生物への影響、工事中も供用後もそうです。大気、騒音・振動、それから、作業員が従事したときに公園の中で出るいろんな生活面やごみなどの影響ですね。それから、今までの既存の調査を確認してください。

それから、社会配慮、これもよく出てくる話ですよ。そこに住んでいる人の生計についてちゃんと調べてくださいと。それから、34番はアフリカですので、住民の共同管理だとか環境教育や普及活動もありますから、その辺の実態を調べてください。それから、35

番は国立公園とコミュニティ、地域の人たちとの現状と関係をウガンダはどのように認識しているか確認してくださいと。それから、工事に新しく道路をつくるわけですし、それから、既存の道路も使うわけですので、住民生活や観光によって生じるコンフリクトを予測し、提示してくださいと。

それから、37と38はモニタリングをきちんとやってください。

それから、39番、40はステークホルダー、特に言語や読み書きができない人たちのためにも工夫してやってください。イラストも使ってください。41番は、クオリティーを上げるためにEAGにテレビ会議の参加を呼びかけてください。42、43は情報公開ですね。紙や口頭による方法もNGOと連携してやってくださいということや、それから、広くアクセスが一般に可能とするような検討をしてください。

それから、44番は調査体制などで、相手の担当となる機関の法規・管理体制・管理能力についての妥当性についても評価し、その彼らの能力が実際に事業にどのように影響するかも分析して、そのこともスコーピング案に書いてやってくださいと。それから、EAGグループの役割と権限を書いてください。

46番は、哺乳類の項での質問ですね。それから、47番は質を確保するための一つの手段として日本国内から専門家を別途派遣してくださいということです。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、議論をいただきたいんですが、満田委員から資料が出ていますので、先にご紹介いただきたいと思います。

○満田委員 すみません、この後ちょっと帰らなくてはならないので、先に発言させていただきます。

非常に踏み入った取りまとめ、ありがとうございます。それで、ただ、石田委員のご説明の中で、ウガンダ政府は例えば自然資源をどうやって使って、持続可能な開発をしていくのかですとか、あるいは流域にわたる管理とかそこら辺、非常に重要な提言だとは思いつつ、私としては、ウガンダ政府がこの事業を実施するか否かという助言であれば、非常にそれは重要でもっともな助言だと思っているんですが、あくまでJICAのガイドラインに基づいて、JICAが協力するための調査を続けていくか否かというところにポイントがあると考えているんですね。

ですから、そこら辺は石田委員と考え方はちょっと違うのかなと考えておりました、私としては、提出させていただいたようなペーパーのとおりと考えてあります。これについ

では、前回議論の中で主張したのを紙にまとめたというだけなので、繰り返しは避けるようにいたします。

1点強調しておきたいのは、この協力準備調査をどんなに高度な手法で、どんなに先進的ないい内容の調査を行ったとしても、今問題になっている国立公園内の事業であるか否かという点については、これは変わらないとと思っているんですね。国立公園の保護目的とか、ウガンダ政府の考え方とか、それは明らかになっていくと思うんですが、私としてはウガンダ政府が今後何をしていきたいかということ clarification すること以前に、今現在どういう国立公園であるのかという点で、これはもう自然保護目的という目的が入っているということはJICAのご説明でもJICAは否定しなかったということは、そういう保護目的の国立公園、保護目的が含まれる国立公園であるということは事実だと考えています。ということで、この調査が終わったとしても、いろいろな情報が集まると思うんですが、この文言に関しては抵触すると主張している私の考えには変わりないと思います。

ですから、私としてはこれ以上調査を進めることには反対ですし、協力準備調査といえども、やはり多額の税金を使って協力することになりますので、初めから環境社会配慮ガイドラインに抵触するというこれだけ強い複数の委員の指摘がある中、本当に進めていいのだろうかというのはきちんと私は進めるべきではないかということを確認しておきたいと思います。ということでこういうペーパーを出させていただきました。

○村山委員長 今のご意見は今日の助言案でいくと、1番目の日比委員の助言とかなり近いというか、関係ある内容だと思いますので、その点も含めてご検討いただければと思います。

今日は石田委員から恐らく初めてパワーポイントもつくっていただけてご紹介いただきましたので、この案件に限らず、今後の議論の進め方も含めて今日はお話をいただきました。少なくともこの案件について議論を確定して、時間があれば全体的な話もできればと思いますが、それではまず、助言案の内容について何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

私も実はこの案件をずっと考えていたんですね。今の実は満田委員と非常に似ている意見があるんですけども、まず初めに、このガイドラインの19ページのところでまさに「原則として」というので今回取り扱いましたけれども、そもそも我々、こういうガイドラインに基づく視点の前に、1ページの理念のところを見ていただけるとわかると思うん

ですけれども、理念のこの4行目にODAを担うJICAが、相手国が主体的に取り組む持続可能な開発に果たす役割は極めて重要であると。つまりこれ、どういうことかという、我々はそもそも国が求めているような開発をサポートすることの以前の問題として、本当にこれに対して、日本のODAとして開発に関与するかどうかと。非常にそこに倫理的な規範というのを求められているのかなと。つまり科学的な合理性であったり、彼らの可能かどうかというようなものよりも、我々日本の税金を使って、その途上国ウガンダにおいて開発をする倫理的なものを日本政府として持って遂行するのかどうかということが多分問われているんだと思います。

これは、1回目のときに原科先生がこの委員会の構成委員のときに話をしてくださったんですけれども、実はこの委員は社会配慮、環境配慮の専門の方とともに、環境の倫理についても配慮をしたということをおっしゃっているんですね。私自身、ずっと環境の倫理を授業でも教えてはいるんですけれども、そういうことを考えますと、要は自然科学の視点、そして合理性に基づく視点だけではなくて、本当に日本がこういうものに対して倫理的にやるべきなのかと。他の国がやるのであれば、それで多分やろうと思っている国もあるとは思いますが、我々の国として、これに対してどうタッチするのかというそういうスタンスが求められているのかなと思います。

以上です。

○村山委員長 今の点はどうしますかね。ワーキングとしてどういうふうに受け取ればいいでしょうか。

○石田委員 すみません、他の委員の方々もご意見あると思うんですが、佐藤委員がおっしゃられたことはとても重く、いや、私、別に実施者じゃないから重く受けとめても仕方ないんですが、一応いろいろ考えて重く受けとめて、それであえて反論なんですけれども、あえて反論します。

実はさっき言わなかったんですが、これ、日本がやらなかったら他の国がまずとりますよね、アジアの極東のあの大きな国が。それも実は念頭にあるので、僕は調査を中止してほしくないんです。邪道かもしれないけれども、やはり日本にお金があるんだったら、日本が今の力でちゃんとやって調査をした上で、やめるならやめる、やるならやる。ただし、そのときには条件をつけて、持続可能な開発として守るということを監視、モニタリングしていくというふうにしてあげた方が僕は建設的だと思うんですね。という背景からちょっと説明させていただきました。

以上です。

○村山委員長 関連で。

○松本委員 私はもう今の石田委員の意見には真っ向から反対です。1980年代にアメリカや世界銀行は、日本の援助が増えることによって、まさに我々が今中国に懸念しているようなことを散々言ったんですよね。では、そのときに日本がやるぐらいなら世界銀行がやった方がいいとって、世界銀行がやったかという、そうではない。彼らは彼らなりにもっとスタンダードを上げ、その上げたスタンダードを10年後、20年後、日本が採用していったわけですね。「我々がやる方が中国よりましなんだから私たちがやる」というのではなく、中国のスタンダードを上げることであって、そういうような姿勢でODAに携わるのは、僕は誤りだと思います。

○石田委員 すみません、この話、長くしても仕方ないので、一言だけですけれども、両方やっていいんじゃないですか。日本評価学会だって、評価学会の話をしませぬけれども、各国を交えて研究者レベルでアジアの評価学会の今度は大会をまたやりますし、それはそれでやっているんですよ。日本が当然世銀の後追いをしているという印象は僕も持っていますし、チェックリスト方式、環境社会配慮ガイドラインはそろそろ改定してもいいと思っているぐらいなんですよね。ちょっと話を別の項目をつけると、やっぱり「原則として」という項目をそのままに放置してしまったのがここに尾を引いているわけですので、そうか、それを言うと何もなくなるのか。すみません、ではそれぐらいにしておきます。

いずれにせよ、松本委員の経験から出たご意見はよくわかりました。拝聴します。

○村山委員長 高橋委員に次、ご発言いただきたいと思いますが、できるだけまず助言案にかかわる内容からやりましょう。その方がいいと思います。はい、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 助言案にかかわる内容でもありますが、こういう非常に難しい問題を取りまとめていただいたワーキンググループの皆様方の作業にまずは敬意を表したいと思います。私も国立公園のガバナンスを主要な研究テーマの一つにしているものとして、国立公園の中で一切手をつけてはいけないというようなことは、私はあり得ないと思っております。これはこれまでのマスタープランのときにも表明してきたところですが、ただ一方で、JICAのガイドラインというのは、これ国際的にも表明されているものでもありますし、このガイドラインに沿ってきちんとODAといたしまししょうか、援助をしているかどうかということのいわば説明責任、これは助言委員会に対してだけではなくて、国際

的にもきちんとやる責任があるというふうに思っているところでもあります。そういうことをしないとJICAのまさに信用も失うのではないかということなんですね。

そのうえで、この助言についてちょっと質問なりコメントなりをさせていただきたいのは、まず一つは、ワーキンググループの作業そのものを否定するわけではありませんけれども、先ほど石田主査がお話になった、このワーキンググループはJICAガイドラインの整合性と解釈について私は諮問されたものではないんじゃないかというふうに思っておるんですが、この両論併記あるいはもしこの助言案が確定された場合に、これはつまり事業を進めても構わないということになるのかどうか。これはワーキンググループとしての認識と、それからJICAとしての認識、できればそういうことをお伺いしたいと思います。もちろん最終的にはJICAが判断するものであって、助言委員会が結論を出すということではないというふうに私は思っておりますが、それが1点です。

そういう前提のうえで伺いするのは、この助言の中に書いてありますような生物多様性の保全とか持続可能な利用とか、その他個別の助言については非常に賛同できるところも多いわけですが、まず一つは、前段の方に書いてあります自然保護地域の категорияが多様だという点についてです。これはまさにそのとおりなんですが、国際自然保護連合、IUCN、これは日本国政府も政府の会員となっている国際機関です。このIUCNでは、保護地域についてカテゴリー分類をしているんですね。カテゴリー2というナショナルパークというのがありまして、そこでは生態系の保護と、それから許容できる範囲での研究、教育、観光レクリエーション、こういうものを提供する場だというふうに定義しています。これに基づいて国連環境計画、UNEPはその国連保護地域リストというのを作成しております。この保護地域リストでは、まさに多様なものがありますから、日本の国立公園というのは、日本が国立公園と言っても、この保護地域リストでは国立公園ではなくてカテゴリー5という景観保護地域、ランドスケーププロテクションエリアに分類されているんですね。

一方で、このウガンダの国立公園、少なくとも当該マーチソンフォールズ国立公園というのはカテゴリー2、まさに先ほどお話をした生態系保護をする場所だというふうに位置づけられています。そういう意味からいきますと、やはりこのJICAガイドラインの自然保護地域であることは間違いないのではないかというふうに思うわけですね。それから、この当該事業地域ですね。これが調査をしてみないとわからないというお話でしたけれども、しかし、この事業地域も今までいただいた資料などを見ますと、公園管理計画マスタ

ープランというものがありまして、それでは管理計画のゾーニングというのがある。そして、このアヤゴ地域というのはモデレートあるいはローツーリズムゾーンに含まれるというふうになっています。これはもう一方のインセンティブツーリズムゾーンのように観光施設を集中的に整備するという場所ではないんですよね。いただいた資料だけしか私、手元にありませんけれども、いただいた資料でも動物の生息地の重要な場所であると。従って、あくまで認可された、許容された動物観察のドライブとかあるいはウォーキングサファリとか、そういったことを細心の注意を払って実施する場所だというふうに位置づけられているはずですよ。そういうことからいきますと、やはり調査をしなければわからない部分というのはもちろんありますけれども、やはり自然保護の場所であるということは間違いのないわけですよ。

それから一方で、さらにウガンダ国政府の認識の確認というようなことも言っておりますが、これも先ほどお話がありましたように、幾らJICAの要請主義とはいっても、相手国政府がやりたいから、ではやりましょうというのではあまりにも意味がない、芸がないわけで、やはりガイドラインがきちんとあるということであれば、そのガイドラインの適用というのは相手国政府の要望があるかどうかというのにかかわらず、日本が独自あるいはJICAが独自に判断すべきではないかというふうに思います。

調査をしてみないとわからないあるいは相手国政府に聞いてみないとわからないということであれば、ガイドラインの必要、そもそも位置づけがなくなってしまうのではないかと思います。ですから、そういう点からいくと、やはりなかなか難しい場所だなと思います。

それで、前回もお話をしましたけれども、やはりこのガイドラインとの整合性ですね。これをまずきちんと先ほど冒頭にお話をしたように、説明責任ができるような形でお示しいただいて、そのうえで次のステップに進むというふうにすべきではないかというふうに私は思っている次第です。そういう点からこの助言案が今後この全体でうまく確定されるのか、どういうふうになるのかわかりませんが、今後の扱いといたしまして、前回の全体会合ではワーキンググループを開催するかどうかという可否だけだったわけですが、この助言案の扱いといたしまして、あるいはこのガイドラインとの整合性についてどういうふうにこれから進めていくのかということを確認させていただければと思います。こうやっていらずらに調査を続けて、予算をもうかけたからいまさら中止できないと、よくそういう例が我が国の事業なんかで多いんですけれども、そういうことがないように

ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○村山委員長 最後の点について、もう一度。

○高橋委員 では、確認の要点ですが、まず1点は、この助言案そのものが整合性を判断するような位置づけなのかどうかというのが1点であります。それから2点目は、この自然保護地域はいろいろ多様だということ、それはそのとおりですけれども、先ほどお話をしたような点からいくと、この当該国立公園というのはまさに自然保護の地域であるという点、この点についてワーキンググループではどのように認識されているのかという点です。

それから、2番目は同様ですが、このアヤゴ地域自身も自然保護の場所ということでゾーニングされているということで、それは必ずしも調査をしてみないと、あるいは影響があるかないかを調べてから判断をするということではなくて、その前にまずガイドラインとして整合性があるかどうかという判断をすべきではないかという点についての認識をお伺いしたいというのが2点目ですね。

3点目はウガンダ国政府の認識を確認してからということが入っていますが、これもやはり費用便益効果とかいろいろ私は理解できますけれども、まずガイドラインとの整合性が保たれた後のことであって、その前に聞いてからガイドラインの適合性を判断するというのはちょっとおかしいのではないかというのが次の点ですね。

最後は繰り返しになりますけれども、このガイドラインとの整合性を今後どういうふうに扱っていくのかと。これはむしろJICAに対する質問かもしれませんが、お伺いをしたいと思います。以上です。

○村山委員長 私も理解しにくいところはあるんですが、最後の点以外はワーキンググループへの質問ですね。

○高橋委員 そうですね。私のコメント、意見に対するワーキンググループのお考えという点も含めてお伺いできればと思います。

○石田委員 最初のご意見のワーキンググループは整合性を判断するのかというのは、私たちは委託されていないと思いますという理解でした。ワーキンググループにかけるというところまでですから、これを続けるべきかどうか、国立公園に抵触するのかどうかという判断は私たちに託されていません。それは全体会合での私たちの仕事だと思います。

○高橋委員 石田委員の先ほどスライドでちょっとそんなふうな印象を持ったものですから、すみません。

○石田委員 それと、マーチソンフォールズ・ナショナルパークのところでは、実はここは、私はごめんなさい、主査としてちょっと落ち度がありました。高橋委員ほどは深くそこに関しては、多分資料が欠けていました。見てはいたんですけども、その点に関しての助言を僕は掲載していないので、むしろワーキンググループの委員の方から、例えば日比さんや他の方からご意見があれば、そちらから言っていただいた方がいいと思います。よろしくをお願いします。

○村山委員長 日比委員、何か今の点で。

○日比委員 今回の点でございましてけれども、基本的に私もこれまでJICAさんからいただいた資料、あとその他いろいろ調べて、基本的にこの国立公園の目的、いろいろ当然あるわけですし、国立公園の中もいろんなゾーニングがされているわけですけども、特にこの事業、国立公園全体もそうですし、この事業が計画されている地域というものの主たる目的が自然保護にあるということは、これはかなり明確に文書化もされているし、法律でも定義されているなというのが私の見解です。

です。なので、だからこそ一番最初にこれ、私の名前が今出ていますけれども、これ、ガイドラインに基本的には抵触するだろうということで、こういう助言を出させていただいている次第です。ちゃんとお答えになっていたかどうかあれですけども、この地域の特に保護区がどういう目的で、どういうところなのかというのは、私はそういう理解であります。

○幸丸委員 高橋委員の方から言及された自然保護地域のカテゴリーの多様さについては、私の意見の中で出てきた文言を石田主査が取り入れられたんですけども、まず、私自身もこのJICAのガイドラインを文字どおり、字義どおり読めば多分抵触するんだろうと。原則としてというのは、多分ただし書き、そういうところは除くという意味だとすれば、今回の事業の目的はそういうものではないから、多分抵触してしまうんだろうと思っています。ただ、それをこの委員会が決めるのかどうかについては、私はJICAが最終的に判断するものというふうに思っているということです。

それから、自然保護地域のカテゴリー、今は6かな、8あったのが6になっていますけれども、ナショナルパークというのはカテゴリー2であります。これはただ、どこのカテゴリーに入れるかというのは各国の申請というか、判断で決まっているところがあるので、厳密にそれが該当するかしないかというのは、ちょっと直近のことはわかりませんが、IUCNが厳密に審査してやっているものではないということがあるので、その辺のと

ころは、そもそもカテゴリーにはいろいろなものがあって、開発や利用に対して非常に緩やかなところもあれば厳密なところもあると。そういう意味の枕詞に使っていたところですが、カテゴリー2というナショナルパークについても、本当に厳密に公園利用上必要以外の開発が完全に制限されているかどうかという点では、実態はそうではないのではないかなというふうには思っています。私は、最終的にはJICAが判断するとすれば、やはりJICAのガイドライン、そこは改定する必要があるのではないかなという意見をメール審議の中で言ったということでございます。

○村山委員長 松下委員から。

○松下委員 松下です。

JICAのガイドラインについて、その策定にも多少関与しました経緯がありますのでコメントいたします。ガイドラインで「原則として」と書いてあるのは、そのときには厳密にどういう場合が原則の例外になるかということは、ただし書き以外では議論されていなかったと記憶しています。ただし、やはりガイドラインの精神としては、「原則として」と書いてあるのはもちろん原則ですから、例外は極めて例外的であるというふうに私は理解しております。従って、この助言案でも3番目のパラグラフで慎重な対応が必要であるということを入れていただいたわけですね。どういう場合に例外であるかということは、やっぱり具体的にはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないわけですね。どういうふうに判断するかは、最終的にはJICAの判断。JICAが今回五つの条件を出されたということは、一つの考えではあると。しかし、それに対していろいろとよく調べてみると、どうもこれは五つの条件というのは、当然すべての事業についても適用されるべき事項であると、そういうご指摘もありました。

それから、一方で自然保護地域といってもいろんなレベルがあるし、ウガンダが登録しているレベルでは、レベル2という比較的高いというご報告もあったわけですね。しかし、実態はよくわからないという面もあります。そうすると、助言委員会としては環境ガイドラインの趣旨に沿って判断をするしかないわけですね。そうすると、その受けとめ方は委員によって今回は分かれてしまったわけですが、ガイドラインの規定の「原則として」ということを考慮しながらも、当然これはガイドラインに違反しているという判断に立つ委員もおられまして、一方で、もう少しよく内容を検討した上で考えたいという委員もおられるんですね。従って、これはやはり最終的にはJICAの方で助言委員会の意見を受けとめて、それで責任を持って対処するという事しかないというふうに考えております。

○岡山委員 すみません、本件を今日この助言案を確定するかどうかということに関しては、それを多分決めなくちゃいけないのかなという気がします。それに当たっては、皆さん今まで何度も言われていることではあるんですが、まず、このガイドラインにあくまで則するというを私たちがこの場で合意した場合には、全く日比委員のおっしゃるように、もうガイドラインに抵触しているので助言できませんあるいは中止を申告しますということになるかと思えます。そのうえで、我々としてはガイドラインを今後このようなことも起こり得ると思われまますので、ガイドラインを変えるか、あるいはウガンダ国に国定公園から外してくださいという勧告をするしかないと思うんですね。それがガイドラインにあくまで則する場合は。

そうじゃなくて、今回に限っては多少イレギュラーであっても、抵触はします、しますけれども、助言はしましようというふうな判断を我々がここで合意するのであれば、私は今回のこの助言案はあくまで助言委員会がJICAにする助言としては、とてもアクセプタブルだと思っています。ただし、あくまでもガイドラインを変えるというのは我々の問題であって、相手国に求めることではないわけですから、そこはガイドラインを変えるか、あるいは国定公園から外すかということに関しては、全く要請先が異なることであるので、その選択も含めて決めなくちゃいけないのかなと思うんですけれども。

○村山委員長 先ほど松下委員のお話にあったように、ガイドラインに抵触するかどうかというのは、明らかではないというのが私も判断していて、岡山委員は違反しているというご意見ですが、そうでないというご意見の委員もおられるのは確かだと思えます。なので、そこを議論する必要はあるんですけれども、この時点でそれをやるという時間は恐らくないと思っています。基本的には今日助言案を確定するという方向で、少なくとも5時半までは議論をしたいと思えます。それでも決着がつかないということであれば、またその時点で考えたいと思いますが、とにかく5時半までは少なくとも助言案についてできるだけご議論をいただきたいと思えます。

○岡山委員 先ほど幸丸委員もおっしゃったように、これ、言葉どおりに読めばやはり抵触すると判断せざるを得ないと思えますね、満田委員も散々言っていますけれども。ですが、私自身ですみません、個人的なスタンスとしては、しかし、今回はイレギュラーであっても助言をしたいというふうに思っています。

○日比委員 私の意見は先ほどもご説明したとおりですけれども、調査を実施する場合の助言のところにも私の名前が結構出てきていますので、その点について少しだけ説明をし

ておいた方がいいかなと思います。あくまでもこれはガイドラインに抵触するというのが私の見解です。ただ、それにかかわらず調査を実施するという場合もあり得るのかなと思ひまして、なのであれば、その辺は結構私個人的には柔軟な性格ですので、どうせやるのであれば、それに向けてなるべく前向きの助言をさせていただきたいという趣旨で、反対だと言いつつ、調査をする場合の助言もしているというところをまずご理解いただきたいというふうに思ひます。

そのうえで、特にこの自然環境、生態系に関するかなり細かく突っ込んだ具体的な、また広範な助言がいろんな委員から出ておりまして、これ、多分JICAのご担当者の皆さん、これを見て困ったなと思われているんじゃないかなと思います。これをすべてやるのはかなり大変だと思いますし、これをやっても、結局、ではここまでやったから環境配慮十分ですとか、あるいはここまでやってこういう結果だったから、負荷は十分小さいですというのは多分、これだけやっても論理的に明確には言えないと思ひます。というのは、そもそも自然環境、生態系はそういうものですね。数字で図れないですし、ここまではよくて、ここからがだめという話ではありませんので、だからこそこの自然保護、自然環境の世界でこの保護区というものがそもそも生まれてきたんだと思ひます。であれば、このところだけはもう手をつけないと、基本的には保護するという場所にしましょうよというのがそもそも保護区であると思ひますね。保護区もいろいろあるというのも確かにそうで、かなり持続的な利用をしながら保護していくというところもあって、先ほど高橋委員からご紹介あったとおりですけれども、少なくとも今対象になっている地域というのは、それよりはかなり保護に重きを置いている地域であると言えるんじゃないかなと思います。

ですので、私は繰り返しになりますけれども、これはもうガイドラインに私は明確に抵触するなと思ひているんですけれども、それでも原則であるという方針で進める場合には、かなり困難な、調査自体も困難なものになると思ひますし、結果もまた多分報告があって助言委員会に諮って、かなり紛糾するだろうなというふうに今から予測いたしますし、この中でどなたか助言で言っていたいていましたけれども、先ほど少し申し上げたようなそもそも保護区というのはどういう考え方のものかと、あるいは2010年の生物多様性条約で保護区を増やしていきましょうという国際合意もされているような中で、しかも、マルチプルな利用というよりは保護に重きを置いたところでODAの事業をやっていこうというのは、かなりの覚悟が必要というか国際的な批判にさらされる可能性も十分ありますし、幾ら、いや、これはこうこうこうで負荷が少ないんですという説明を仮にしても、JICA

は保護区で開発事業をやりよったぞ、というのが多分一般的な反応として国際的に見られる可能性はかなりあると思うんですね。

だから、もし進めるのであれば、そこまでも想定したうえで、それでもやる必要性、妥当性を明確に示していただきたいなと個人的には希望しますし、もう一つ言えば、あまり成果がないと日本では報道されているみたいですが、リオ+20があって、むしろこのグリーンエコノミーというのをいかに進めていこうかと。グリーンエコノミー自体は進めようじゃないかというコンセンサスが実は得られたのかなというふうに思っています、こういった事業も今後これも議論に出ていますけれども、保護区であれば全く手をつけずに開発しないというのは、実質的にはなかなか今後難しい。特に途上国において開発ニーズはあるわけですし、人口も増えていくという中で、一方で保護区は増やしていかないとけないという中で、全く手をつけないというのも、これは現実的でないということも確かにあると思うんですね。なので、では守りながらも利用する方法というのはどういう方法なんだと。多分これまでにまだ他国の2国間あるいはマルチのプロジェクトなんかでもまだまだあまりその事例として示されていないことをやっていくような、つまり開発にも資するし、この自然資本としてこの地域を見て、保護も十分するし、でも保護しながらでも開発に資する方法があるんだという前向きものを見せていくようなプロジェクトにしていかなければ、なかなか国際的にもとまらないんじゃないかなと。

そういう意味で、27番の助言というのは少し石田主査からご説明いただいたんですけども、少し補足しますと、特にネットで正の影響をもたらすということは、ただ単に経済的な便益と環境社会面の負荷のバランスだけではなくて、環境面においてもネットでプラスが出るような形にしていくべきだろうというふうに思っています。そのやり方はいろいろあると思いますが、そこまではここで求めていないんですけども、どこかでオフセットというような話も石田委員の助言であったと思いますけれども、そういう考え方も含めて検討するような、多分これまでJICAさんがされていないようなものだと思うんですけども、そこまでやって初めてみずから定めているガイドラインに外れてでも、原則ではないといって保護区で事業をやっても理解されるレベルまで持ってこられるのかなというのが私の意見です。

ちょっと長くなって申しわけありませんでした。

○武貞委員 すみません、助言の中でいろいろと生態系、動植物を特に中心に新しくいろいろな視点で幅広く調査をもっと追加でやるなりを助言でおっしゃっていると思うんです

けれども、例えばある調査を実施することという助言の場合は、それをしなければ合理的と判断でき得る解が得られないだろうということで書かれているんだろうと。一方で調査の実施を検討することというような書きぶりのものもあって、たくさん調査を追加でいろいろな視点でやらなければいけないということではあるんですが、一方で、この部分は絶対やっておかなければいけないんだとか、これはできたらやっておいてほしいんだという、そういうレベル感みたいなものというのはワーキンググループの中でもともとあったということなんでしょうか。それともここに上がっているものは等しく全部やらないとだめなんだという話なのか、そこは書かれたときにどういう感じだったのかなというのを少し聞きたく思いました。

○石田委員 まず、私の方からわかる範囲でお答えしますが、ワーキンググループのメンバーの方もできれば皆さんがどのように感じられたか補足をお願いしたいんですね。主査として基本は、皆さんが上げてきた文章の末尾はいじっていません。ということは、そこに私は、関心は今おっしゃったような形では恐らく置いていなかったんですね。当然書かれているからには、ここに書かれている助言は実施してくれるだろうというふうに想定して、でも、末尾は直さなかったということです。

今、今日いらっしゃっていませんけれども、米田委員とかメールでやり取りをすると、米田委員もやはり手法的にかなり心配をされていて、あの方は恐らく陸のことはよくおわかりになられる方だと思うので、陸の調査としての足りない点というのをかなり補おうとしてくれたというところがありました。ただ、末尾については、すみませんが、私はうまくカバーしていません。他の委員の方々、補足があればぜひお願いいたします。

○二宮委員 私の印象では、ここに助言したことは、基本的にきちっとしてもらわないと前には進めません、進んでもらっては困りますというような意識は皆さん共通していたのではないかなと、そういう印象であります。ですから、作りながらもというか、その後、その場の議論だけでは終わらなかったんで、メールでもかなり時間をかけて議論があったんですが、先ほど日比委員からJICAは困ったんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、これを全部やらないとだめと言っているということは、やっちゃだめと言っていることに等しいのではないかなというようなことをちらっと思いつつも整理の作業をしていたというような、そういう印象はありました。

○松下委員 よろしいですか。先ほどの日比委員の助言の27番に関連して少しコメントいたします。

今回の事業で悩んだのは、私が個人的には、この事業自体は流れ込み式のダムで、そういう意味では環境影響も小さいし、それから、いわゆる途上国におけるエネルギーへのアクセスを改善する事業としては評価できる事業だと、そういう理解がありました。従って、そういう意味で少し悩んだわけですが、それが1点と、それから日比委員が言われたオフセットであるとか、あるいはミティゲーションとか、そういう事業で起こり得る環境へのマイナス影響を埋め合わせたり、あるいはよりよい環境をつくり出すと、そういう事業をセットで考えると、そういう面も今後JICAの中で考えていく必要があるのではないかと、そういうふうに考えました。

以上です。

○田中副委員長 恐らく委員の中は、大きく分けると、この案件はガイドラインに抵触すると。従って、調査を中止すべきだと、そういう意見と、他方で、それがAの意見とすれば、Bの意見は、ガイドラインに抵触するかどうかはよくわからない、よくわからないというか、判断を留保したいと。そのうえで調査を進めるべき、進めた方がよろしいと、そういう意見とあると思うんですね。私はどちらかというともBの方の意見です。

ですから、その内容のことについては個別に意見はありますので、これはまた後でさせていただきますが、一つだけ整理しておいた方がいいのは、これはこの前も話しましたが、「原則として」というのをどう読むかという話ですね。それで、私の理解では、実はいろいろな相手方、受け入れ国の方がいろんな保護指定をしている。保護指定をしているけれども、その中でプロジェクトをODAで行った例は、JICAで審査会にかかった例は、私は過去も確かあったように記憶をしています。今回もそういう点では例外規定を読み込んで、例外として行う。その例外としてというものの理由は、JICA側は幾つか示されていますが、もちろんその事業としての必要性や妥当性とか、それから相手方政府の環境上のクリアランスといいますか、許可が得られること、合意が得られること、多分そういうことが確か幾つか列挙されていたと思います。そういうことを踏まえて、やっぱりある程度途上国の状況の中ではそういうことがあり得るんだろうな、というように思いました。

ただ、この地域が、先ほど何人かの方が指摘されたように、自然保護のうえで重大な優れた生態系を持った地域である。従って、事業を進めるにおいては非常に留保したほうがいいと、この点は留保した方がいい。こういうことは、事業に対して求めていくということは十分あり得るだろうなというふうに思います。ですから、例外規定の発令は確かに例外的でなければいけない、これは大前提ですが、しかし、一定の要件がそろえば、しかし、

それは例外規定を運用するということもあり得る。これがスタンスです。そのうえで、この地域が本当に自然保護のうえで重要であるというある種の懸念があるとすれば、やっぱりそこはしっかりと助言委員会として留保していく、そういうスタンスでよろしいのではないかというのが私の意見です。

以上です。

○松本委員 私は満田委員が書いたペーパーのとおりで、全くこれに同意であります。例外規定としてもこの五つの理由というのが上げられてしまっている以上は、このまま進める。つまり自然保護で重要であるか重要でないかを例外規定の論点にしているわけではありませんから、この五つの点から考えればちょっとあり得ないでしょうという意味では、満田委員が書いたペーパーのとおりだと思います。とはいえ助言委員会という委員ですので、私もその委員会の委員として考えたときに、実は私、確か最初の段階で申し上げたのは、両論併記というやり方ではなくて、棄権をさせてくださいというふうに申し上げたと思います。

つまり私は、これに対しては棄権をさせていただきたいんですね。「なお」の後に、なおこれが要するにJICAのガイドライン上認められるような案件ではないので、松本と満田はこの助言を棄権したと、そういうような書きぶりであれば私は棄権をさせていただきたい。もし人間ができていて、日比さんのように中止しろと言いながらも、やったらこうだというそのぐらい懐が広い方が僕もいいとは思うんですけれども、まだちょっと私も成長途上なので、そこはむしろ、かといってここで席を蹴るほど若くないので、そこを棄権条項というような形を何か考えていただけたらと思います。

○石田委員 すみません。一人で作業をすると、いろいろ意気込むのでああいうパワーポイントをつくってしまいましたけれども、いろいろ指摘されて随分頭が冷えてきたので、冷えた頭でもう一度考えると、この議論はあまり事実関係に基づかずにやっている。つまりただ1点だけ事実関係に基づいてやっているのは、JICAさんが出してきた五つの答えが妥当であるかというところで、そこでとまっているんですよね。僕はそれじゃないと思うんです。あれはJICAさんが出してきたのは事業を進めるための事業アセスであって、計画アセスでも戦略アセスでも上位概念の国立公園の保全でも何でもないと僕は思うんです。すみません、そう思うんです。だから、だったらデータを出してください、データで調査をしましょうと思ったんですね。ですから、今日もし仮にこの助言を例えば進めるべきであるとか中止すべきであるという採決をとったり、それから、委員会として両論併

記にするとしても、何か置いて帰るのであれば、ぜひJICAさんが出してきた五つの提案、五つの理由づけに重みを置くんじゃなくて、先ほどの高橋委員がおっしゃられたカテゴリー2に指定されているという重みだとか、世の中の事実に基づいた上で、各委員がそれぞれ僕は判断すべきじゃないかなというふうに思うんです。

以上です。

○村山委員長 助言案の内容に戻りたいと思うんですが、先ほど松本委員がおっしゃった文面を加えるというのは、少なくとも必要ですね。3ページ目の真ん中の「なお」という部分に棄権をされる方の名前を挙げると。もし他もいらっしゃったらご発言いただきたいと思います。

○石田委員 私は棄権します。なぜかというと、今の段階ではデータがない。やっぱり原則として僕は理解できない。皆さんの考えた極力ということもわかりますけれども、そうじゃないということもあると思っていますし、ですので、僕は棄権したいです。

○村山委員長 ただ、石田委員は今回主査なので、主査が棄権されるということではワーキングが成り立たないので。

○田中副委員長 それは、石田委員は、前回の助言委員会でそういうことを一応決めて主査として前に進んだんだから。松本委員は、前回からそういうスタンスでしたので。

○岡山委員 前回の全体会合のときにも私、申し上げたと思うんですが、これは中止ということができるんですか。あるいはそういったらどうするんですかと。それはないけれども、助言委員会としては助言をしないかする、あるいは全く別のことをすべきだというふうに答えていただいたと記憶しています。ですので、棄権をもしされるのであれば、我々の中では今日、だから助言をしないということをご同意なのかということなんじゃないのかなというふうに思うんです。

すみません、棄権者に棄権しないでくれと言っているわけじゃないんですけども、さっき言ったことをもう一回繰り返します。もしこれをガイドラインにあくまで則していて私たちが判断するのであれば、私たちができることはガイドラインを変えるか、ウガンダ国に国定公園から外してくれと言うしかないと思うんです。しかし、ウガンダ国に対することに関して、ここに一言もそんな要請はありません。そんな助言はないんです。例えば国定公園から外すようにウガンダ国に要請することという助言が出ないのは、私もそう言ったと思いますけれども、本末転倒だとみんなわかっているからですよ。ですから、それはしないということであるならば、残されるのはガイドラインを変えるしかないと思

います。ですが今回は、本件に関しては今ガイドラインを変えても間に合いませんので、先ほどから言っていますように、今回はイレギュラーながら助言はしますけれども、しかし、個人的な意見を言えば、早急にガイドラインの、この括弧を私は外してほしいと思っています。「ただし」から「限りでない」までですね。そういう提案をしたいと思うんですが、本件は本件で今日確定するかどうかを議論して決着し、また、次回以降でガイドラインの改定を提案したいと思います。

以上です。

○柳委員 よろしいですか。ガイドラインを変えるという権限は助言委員会に付与されていないと僕は思います。それに、あくまでもガイドラインに沿って助言委員会は設置されていて、それを運用するのが助言委員会の役割で、その本則を言ってみますと、憲法を勝手に委員が変えるというのだったら、それは憲法審議会とかいろいろとつくっていただいて、それで、そこで議論をされて、それは国民投票にかけるようなものです。だから、憲法を改正するための国民投票をやるかどうかをまず決めて、それから憲法調査会をやって、それでどうするかということを議会で決めなければいけないと、本来はそういうような建前のものですね。だから、それで考えると、このガイドラインを変えるというのが助言委員会の役割ではないので、変えたいという提案はあったとしても、それは別途他の組織で、要はこれをつくったもとの組織等で検討せざるを得ないということだろうと思いますので、提案はよろしいですけれども、こう変えたいとの議論をここでやってもあまり意味がないと僕は思います。

○岡山委員 すみません、おっしゃるとおりです。言葉が足りなかったのですが、そういうことを提案したいです。

○田中副委員長 私が申し上げたのは、今のようなご意見だけではなくて、つまりこのことに関して例外規定を認めるというスタンスもありますよ、ということなんですね。だから、例外規定、つまりこれは全くこの字義どおり考えれば、反しているというのは、一つのそれは考え方であるけれども、そういう考え方には立たない人もいる、この委員の中に。だから、今日決めないとかいう話にはならない。今日助言をしないことにしましょうということにはならないと思います。

○村山委員長 予定の5時半を過ぎたんですけれども、どうしましょうか。少し延ばして議論するか、別の形をとるかですけれども、もう少し延ばしていいですか。

それで、具体的な提案としては先ほど松本委員から出ていた棄権するという意思を明確

にするというのがありますが、他にいかがでしょうか。はい、作本委員。

○作本委員 私もこれは前回からずっと悩んできたテーマで、自分のワーキンググループで抱えているテーマよりも重かったテーマであります。私もこの「原則として」、何も法律で単純に解釈して例外があるかないかとか、そういう字句の解釈はあまり興味ないんですけども、ただ、すべてにおいてこのダム開発をやめればというわけじゃなくて、例外を認めているのは、我々も途上国の開発過程では認めなきゃならないと、それはもう当然のことかと思うんですね。私も途上国をずっと見てきましたし、生活もしてきたので、彼らの開発に対する憧れ、願望、やっぱり生きていきたい、そういうことにかかわっているところには、やっぱり最終的に我々は助言はできるけれども、決定権者は相手国自身であるというような気がします。

ただ、私は、かといって例外などを認めるなんてそんなつもりはないのでありますけれども、例外を理解するにはやっぱり彼らが持っている例えばエネルギー政策、これはガイドラインとは別の土俵かもしれません。だけれども、それだとかあるいは先ほどダムのつくり方がありましたよね。流れ込み式のダム、これは環境影響が少ないということは私も聞いております。あと、やっぱりこれによって自然環境にどのくらい被害が及ぶのか、大きいのか小さいのか。もう既に周りのダムができていますから、戦略的アセスの発想でもって自然環境への影響、このあたりのいわゆる例外として扱うにしても情報があまりに少な過ぎるというか、知らされていないということによって、私はどっちにも判断がつけがたいというか、決めがたいところなんですね。

ただ、先ほど申しあげましたように、気持ちとしては棄権したいです。はっきり言って、自然環境の破壊、そこに結びつく可能性は高いわけでありましてけれども、ただ、例外として何とか認めたい気持ちが若干なりともあるとすると、十分な理由がまだJICA側から伝わってこない。むしろそここのところの積極的な理由、そここのところが私としてはまだここで白黒つけがたい理由になります。

以上です。

○村山委員長 はい、高橋委員。

○高橋委員 先ほどもお話をしたように、私自身としては他の多くの方もおっしゃるように、この地域の生態系を考えて、流れ込み式が本当にこの国立公園を破壊するほどのものなのかどうかということ、これはきちんと調査をしないとわからないという点もあると思いますし、あるいはその地域の発展ということも考慮するという必要性もあると思います。

ただ、そうはいつでも、この冒頭にお話をしたように、対外的にも出ているこのガイドライン、これに基づいても調査が対象プロジェクトではないというなら、それはそれで私は調査を続けていいと思いますが、もしこの調査もあくまで、これはすべて含めてガイドラインに適用するものであり、対象プロジェクトであるということであれば、このガイドラインに合っているかどうかということをも判断した上でないと次のステップに進めることはできないんじゃないかというのが前からお話をしている主張の繰り返しになります。

以上です。

○村山委員長 今のご意見ですけれども、今回ワーキングを開くということを決めた時点で、私自身はこの時点でガイドラインに明らかに抵触しているという判断は、委員会としてはしなかったというふうに理解をしています。確かにそれに対して、反対の意見を述べられた方はいらっしゃったんですけれども、全体として考えた場合に、委員会としてはそういう判断をしなかった。ただし、この調査が終わった時点で果たして本当に抵触していないかどうかということは改めて検討すべきだと思っています。特に今回、満田委員からも整理されている下記の理由で例外に当たると説明をしたという部分がありますけれども、この中には調査をやってみないとわからないものもあると私は理解をしているので、その点についてはもう一度判断をすべき機会があると思っています。

この時点で中止をするかどうかということについて明確にまだ判断ができていないところがあるので、そういう意味では、ワーキングを開いた以上は助言を出すということが求められているのではないかなと思っています。ただ、もう明らかに松本委員のように棄権をするというご意思が明確であれば、それについては明記をするということもあっていいと思います。

○武貞委員 すみません、ちょっと時間の都合があって退室をしなければいけないので、自分の立場を表明しておきます。今、委員長がおっしゃられたことと私は基本的に同じ考えを持っています。今後の調査の中で出てきたことがないと判断できないのかなと。少なくとも今JICA側から出てきている話だけでガイドラインに抵触していないという判断もできないし、抵触せずにそこに含まれているから大丈夫だという判断もできないんじゃないかというふうに考えていますので、村山委員長のスタンスと基本的に同じ意見です。ですので、特に棄権ということは希望しませんので、その点だけお伝えしておきたいと思います。

○田中副委員長 短く。この助言案が仮に助言案としてまとまるということにして、この

前文がいろいろ書いてありますが、前文に書いてあることと、以下の具体的な項目、1項目から始まって40何項目までありますが、それと基本的には合致しているのでしょうか。あるいは、もし前文に書いてあることは具体的な助言項目に盛り込んだ方がいいことであれば盛り込んだ方がいいと思うんですね。従って、前文については基本的に回答を求めない。つまりこれはある意味、姿勢を示している、あるいは助言に当たったの考え方をまとめたものであると。もしその具体的に回答を求め、対応を求めることであるのならば、僕は具体項目に書いた方がいいのではないかというふうに思います。その点の整理はお願いしたらどうだろうかと思います。

○石田委員 わかりました。ほとんどが前文に書いてあることは回答を求めない、いわゆる姿勢や態度はこういうふうであるべきでないかという問いかけですので、もう一度精査をして、委員の方々にご面倒をおかけしますが、メール審議でこの後やれるのではないかというふうに思います。ちょっと今日は時間を使いたくありません、もったいないし。

○柳委員 ついでにお願いなのですが、助言案に手を入れられるということですので、満田さんがこれを書かれている、要はJICAが五つの要件を上げて、これに該当するので一応例外に当たるといったその五つの要件について、この助言案の中で、この視点についてそれぞれちゃんと検証されているのかどうか。検証されていなければ例外に当たらないという話になってしまうので、ちゃんとそれについて助言案の中で検証されて、確かにこれはどうなのかということが助言案としてこちらが判断できるような形にしていただければありがたいなと思いますけれども。

○石田委員 すみません、ちょっとよくわからない。

○田中副委員長 ちょっとよろしいですか。柳委員がおっしゃられたこともわかるんですが、一応それは前回5月かな、それから6月の全体会に出たんですね、その資料が。その説明を受けたわけです。その説明を受けた上で、つまり満田さんのように、やっぱりそれは、この五つの条件では例外には当たらないという考えもあれば、そういう内容であれば、確かに例外としてある意味可能性はある、と。例外規定として読み込む可能性はあるというスタンスに立つ人も出たんですね。ですから、そこで判断が分かれたと理解しています。ということで、一応検証とまではいかないけれども、一とおりの説明を受けたと。情報提供も受けたと。しかしなお、まだ情報が足りないという先ほど石田さんがおっしゃられたように、判断がつかないところもあるわけです、先ほど委員長もおっしゃられたということだと思っんです。

○柳委員 だからその五つの項目についても、一応助言を確定する前にいろいろと検討はしたけれども、情報としてまだ十分なものを持っていないので判断できないということなんでしょうね。

それで、この本則というのは2の6の参照する法令と基準というのが、これがメインなんですね。

○田中副委員長 メインです、そうです。上の項目ですね。

○柳委員 それで、別添のところはそれを細目として落としただけの話なのですね。要は当該国が法令を定めている場合はそれを遵守しましょうということなのですね。要は、こちらが当該国が法令でちゃんと遵守しているかどうかをチェックしなさいということではないんですよ。ただ、その次の条文で国際的な基準に照らして、その法令が適当かどうかということはまだ少し高度の視点からチェックはしてもいいですよとは言っているのですけれども、基本はJICAが当該国の法令を遵守しないようなことをやってはいけないと。これをベースとして言っているものだと思います。

○松本委員 ちょっと待ってください。いいですか。今の件は私、必要なら改めて議事録を提出しますが、最初の2004年のJICAガイドライン制定のときに別紙1は本文と同じであるという扱いをするというふうになっていました。我々は別紙という言葉に抵抗したんですけれども、当時のJICA側は、別紙とはそういう意味ではありませんと。読みやすいように別紙にしているだけであって、今、柳委員が言ったような整理の仕方ではないということなので、これは議事録をちょっとお示しして、皆さんの理解を一にしたいと思います。

○柳委員 その点については確認させていただきたいと思います。

○村山委員長 それでは、15分ぐらい過ぎようとしています、少なくともメール審議をお願いするという事は、ワーキングには依頼したいと思うんですが、どうでしょうか。それで確定をしていいか、あるいはもう一回こういう議論の場を持つか。

○石田委員 ワーキングにメール審議が依頼されたというか、やってくださいと言われたのは、前文と助言のダブリを整理してくださいという田中委員からの1点のみだというふうに理解していますが、それでよろしいでしょうか。

○村山委員長 あと、棄権をされるという方がいらっしゃるの、その点について明記をしていただくということですね。

○石田委員 助言に明記をする。

○村山委員長 具体的には3ページの「なお助言検討の過程では」というところで。

○松本委員 つまり現実には3通りあると思っていて、この調査中止への助言に賛成しているから、以下の調査が存在することを認めることができないというグループ、そして、より柔軟な、中止は助言するが、もしやるんだったらこういうことを気にしなさいよというグループ、そして、別に中止の助言をあまり考えていない方という3種類の方がいらっしやると思うんですね。3種類の方のうち、あとの2者の方がこの助言案でよろしければ、問題となるのは最初のグループ、具体的には松本、満田が現在では該当者ですが、その二人は実を言うと、この原案では困るので、あくまで我々は中止であるから、調査をするという前提での助言案と一緒に署名することはできませんから、私たちはこれ棄権させていただきますという整理をしたいということなんです。

○石田委員 すみません、主査としてJICAにお願いなんですけど、今おっしゃられた三つの立場は、ちょっとJICAの方でまとめていただいて、メール審議に提案していただけますか。その方が間違いがないと思うんです。私の書き方で書くと多分間違えますよ。

○村山委員長 三つに整理していただくというよりは、1番目の明確に助言に賛同しないという方が明記されればいいと。

○石田委員 明確に助言に賛同しないという人を追加すると。

○作本委員 そういう意味では、ちょっとすみません、これ棄権なんですけど、保留なんですけど。ちょっと似たような言葉で今……。棄権というと、権利があってそれを投げるんですよね。保留というと、自分は言わないでとどまっているというどっちの側になるんですか。これ、全体会合がこの決定権限を持っているわけですね。そうすると、やっぱり多数決で決めるということでしょうか。

○田中副委員長 この助言案の作成にかかわらないという立場ですね。助言案にかかわらない。

○作本委員 助言案に対して賛否をと。

○村山委員長 プロセス的にはやはり満田委員の意思は確認をした方がいいと思いますので。あと、他にもいらっしやったら。高橋委員。

○高橋委員 私も先ほどからお話ししているように、前提をまずクリアしてから進めるべきだと考えます。

○村山委員長 それからあと、柳委員から先ほどあった五つの条件についてより情報提供すべきという話もありましたので、そこも入れていただくと。

○日比委員 すみません、今の五つの条件のところについてなんです。これも各委員いろ

んなお考えがあるかと思えます。私は基本的にこの満田委員が書かれていることで私も実は同意しております、これは仮に五つすべてが、JICAさんがおっしゃるとおり、それぞれ認められていたとしても、それがこの例外規定になるとは考えられないので、そもそもその確認する必要もないんじゃないかというふうには考えるんですけれども。

○村山委員長 そのお立場はあると思えます。ただ、それ以外の立場もあって、それ以外の立場の方にとっては、やっぱりこの条件を確認したいという意見があります。

○日比委員 では、これちょっと柳委員あるいは他の方々にもお伺いしたい。これがもし満たされれば、これは例外に該当するというお考えだという理解でよろしいのでしょうか。私はこれ、満田さんがおっしゃっているとおり、別にこの案件でなく、JICAがやる事業はすべてこれを満たしている必要があるという理解なんですけれども、となると、これでオーケーだということになると。要は、保護区は何をやってもいいということになるという危惧を持つんですね。ですので、今のこの五つの点がオーケーかどうかと。オーケーであれば例外なんだという前提での助言にもしするのであれば、私の、中止なんだけれども、どうせやるんだったら助言に参加しますという立場は、かなり大きく変わってくるんですけれども。

○村山委員長 現時点で私も明確にそれに対する答えを持ってはいないんですが、ただ、少なくともこの五つについてはクリアすべきだと。そういう意味では必要条件ですよ。ただ、これが十分かと言われると、私も今の時点で明確には答えられません。ですから、少なくともこれについてはクリアすべきだと。けれども、例えば4番目のようなJICAが適切と認める緩和策をプロジェクトが含むというのは、今の時点では確認できないと私は思っています。ですから、これについて最終的に確認できるかどうかは一つのベンチマークかなとは思っていますけれども、ただ、それがクリアされたから本当にいいと言われると、私も今の時点ではわかりません。

○日比委員 わかりました。ありがとうございます。

○田中副委員長 その関係で、前回の全体委員会でそのことに私も疑問を呈して、それから平山委員も疑問を呈して事務局に答えてもらったんですが、そもそもではこの例外規定あるいは「原則として」をどう読むか。そもそもこの条文の解釈をするある種の権限、有権解釈はどこが行うんですかという話をしたら、事務局が「それは基本的にJICAがこれを受けている。今、運用しているので、基本的にJICAの側でさせていただきます」と。そういうことについて委員の方から「ああ、そうですか」という、ある種の受け入れをした

わけですね。ですから、個々人が恐らく、いや、私はその解釈は違うということもあり得ても、基本的に委員会として公式のこの判断をするときに、やっぱり解釈がどちらにあるかということについては、一応JICAがこの五つの要件を出して、それについていかがですかということによってこのように解釈していますと。そのことに対して明確に例えばこれは違反であるとか、ここが整合していないので不一致であるとか、そういうことがない限りは、私はその解釈は一つある種の判断基準として成り立ったんだというふうに理解して、そのうえで例外があり得るんだと、そういうふうに整理しているんですね。

ですから、日比委員のように繰り返しそういうのはあり得ないと、そういう五つの条件であると。あるいは満田委員のように最初からそういう議論に入らなくて、そもそもそういうのは違うというご判断はあるかと思うけれども、一応この審査会、助言委員会として、公式として動いている立場としては、そういう解釈に成り立っているのではないかというふうに理解しています。

○原嶋委員 一つだけ松本先生にお聞きしたい。前にもちょっとそういうことがあったんですけども、今、満田先生から出されたペーパーの多少形を変えるとか名前を入れるか入れないかというご意見はあると思いますけれども、別紙のような反対意見があったということでアタッチして、ぜひ松本さんや満田さんにも棄権していただかないと。そうすると、今、柳先生がおっしゃったように、五つの条件のことについてもリファーされていますし、ちょっとこのままでいけるかどうかと、名前の扱いについてはいろいろ個人情報のこともあると思いますけれども、そういう形でぜひ棄権しないでいただきたいと。

○村山委員長 ありがとうございます。私も満田委員の書類を拝見した時点で、原嶋委員がおっしゃったようなことを少し頭によぎったんですが、ただ、個人のご意見だったので。

○原嶋委員 いつかは覚えていないんですけども、前もありましたよね。

○村山委員長 バングラデシュのパドマ橋の案件では共同でしたね、確か。

○松下委員 私も原嶋委員の提案に賛成しておりまして、せっかくいろいろ満田委員であるとか松本委員が述べられた意見は非常に考慮すべき、今後検討すべき内容を含んでおりますので、何らかの形で議論の内容を助言委員会から棄権したという記録だけではなくて、棄権した理由、棄権という形になるかどうかわかりませんが、意見の内容を少数意見かわかりませんが、議論の内容を記録として残す形で助言の一部として、一部かあるいは別紙になるかわかりませんが、そういう形で残す工夫をしていただけるとありがたいと思います。

○松本委員 何か棄権をめぐっての綱引きは、どこぞの何か議会のような話ですけども、満田さんと相談しましたが、棄権であるということには多分今のところ揺るがないと思うんですが、一方で、原嶋先生と松下先生の意見でいくと、松下先生の方はどちらかというところ、この意見をやっぱり付した方がいいというのであれば、それはもう喜んでこのペーパーを1枚つけさせていただいて、このような理由で棄権であるとつけさせていただけるならば、我々も3行で棄権を述べるよりは1枚書かせていただいた方がありがたいとは思っていますので、もしそうさせていただいて、でも棄権なんですけれども、というところを皆さんが受け入れてくれるのであれば、そうさせていただきたいんですが。

○原嶋委員 一つだけちょっと思うんですけども、反対する人が棄権しちゃったら、反対する人がいなくなっちゃうんですね。両論がなくなっちゃうので。

○松本委員 まだ日比さんがいらっしゃる。

○原嶋委員 そうか。

○石田委員 すみません。託された作業として、調査ができますよというJICAの一つの回答は、実は繰り返しになりますけれども、詳細な回答を得られているんですね。あれをそれ以上掘り下げなさいという助言を書くんですか。助言を私たちワーキンググループに書けというんですか。それを加えろということなんですか。JICAとしてはまた同じことを繰り返されるんじゃないでしょうか。前も繰り返されたし、今回も繰り返されたし、例えば5番目のJICAがお考えになっている社会的に適すること、合意が得られることというのは、制度的にステークホルダーミーティングと情報公開が保障されているから、それを私たちは遵守しますというふうを実施者の人はきっちりおっしゃられているんですよ。それ以上JICAとしてそこをまたもう一度私たちが助言でやりなさいというふうに言っても、手の打ちようがないんじゃないでしょうか。ということで、主査としては反対です。

○村山委員長 では、基本的にはワーキングの方で案をつくっていただくという形になっていますので、1度石田主査の方に案をまとめていただいて、通常はワーキングのグループの中で案を確定していただいて、それで終了ということになっているんですが、今回はいろいろなご意見があるので、1度案をつくっていただいた段階で、全メンバーに案を回していただいて、それで先ほどの松本委員、満田委員のご意見も加えて、最終案をメールで議論するという形でいかがでしょうか。

○高橋委員 ちょっと私もこのJICAの5点については前回もこれはいつでも使えるもので、例外の理由にはならないということ、この全体会合でも発言させていただきましたが、ち

よっとその松本委員などが言う棄権と、それから日比委員の言う中止との違い、ちょっと私、どちらについていかちょっとわからなくて、その違いを教えていただければと思うんですが。

○松本委員 要するに、日ごろの助言委員会でもこの委員のこの意見についてはどうかなとか思うことが皆さんの中にあつたとしても、やはり皆さんで合意をするという意味では、基本的にはもうコンセンサスだと思っているんですが、ただ、ここの中にあるものは結構本質的な問題を含んでいて、私は両論が併記できない話だと思っているんです、これは。中止をせよと言っているのに、やるならこうだというのは、私はですよ、満田さんもさっきそう言い残していきましたけれども、私たちは、それは両論がやっぱり併記できないレベルの話なのではないかということなので、そういう意味では我々とすれば、つまりそういう方式をとるのではなく、我々は理由を明記して、この助言に対しては参加できないというふうにした方がより立場が明確であるというふうに思っています。

ただ、これも何かしょっちゅうそんなことをやったらもう成り立ちませんから、我々もかなり極めてそれこそ例外、いつが例外になるかとかまた議論されたら大変ですが、極めて例外だと思っている、かなりガイドラインの運用に係る本質的な課題だと思っているので、あえてそのようなことを皆さんに申し上げているということです。

○田中副委員長 この前の消費税の国会の中で、棄権した人と反対票を投じた人がいますけれども、中止の意見を書いているのは反対票みたいなものじゃないですかね。そもそも国会に欠席して棄権されたという人もいるでしょうから、というふうに私は思いました。

○村山委員長 よろしいでしょうか。では、もう一度整理しますが、まずは石田主査を中心にワーキングで、今日の議論を受けて再度内容をご検討いただく。

○石田委員 3点だったと思うんですね。了解しました。

○村山委員長 その後、全メンバーに案を回していただいて、松本委員、満田委員のペーパーも加えて最終案をメール審議で確定するよう努める。仮にメール審議で確定できないようであれば、次の全体会合で再度議論したいと思います。できるだけそれは避けたいと思いますが、今回の案件はかなり議論になっていますので、そのオプションも考えておきたいと思います。ということで、よろしいでしょうか。

○二宮委員 私も今議論を聞いていて、松本委員のおっしゃられたこういった意見があるので明確に棄権だということを付記するのは非常にいいことだと思うんですね。これだけ議論があつたということをしちつと後に残して行って、いずれ簡易な手続が必要だという

ことだとおっしゃる意見がありましたけれども、ここは文言をやっぱりきちっともうちょっと精査するなり何なり、原則という言葉も含めて位置づけをきちっとしないといけないと思いますので、ただ、そうするとそのワーキングで修正するとき、両論併記は私もちょっと難しいかなとか、非常にアンクリアになっちゃうかなというふうに思いますので、これは認められないということは外して、そして、満田委員の意見をこれに賛同する人のお名前を載せるか載せないかは別にして、こういうものがあって棄権者がいるということ、これを明記するという形になりましょうか。その辺はどう考えたらいいんでしょうか。

○松本委員 でも、この議論でいくと、その中間派と言ったらあれですが、日比さんとか高橋委員も悩まれています、要するに、やるのならこういうことを注意してということ、はやっぱり助言委員会の役割としてはやった方がいいんじゃないかというお立場があるので、それはそれで、私はそういう意見があるのですから、私はこれがあってもいいし、でも、それがちょっと受け入れにくいというのが私や満田さんの考えなので、我々は逆に言うと、さっき田中委員から言われて思ったんですけれども、頭書きでもいいと思っているんです。頭書きというのは表紙のページにもし入れていただいても、それでも構わない。つまり助言案本体に入らないという意味でいけば、ここで我々の棄権、別紙の理由により棄権をしたということを書いていただいて、これをもう少しちゃんとした文書にして、別紙としてアタッチさせていただくというような形でもいいかなというふうに思っています。

○二宮委員 そうすると、それで今、助言の1に入っているものを外すとすっきりするかなと思うんですけれども。

○松本委員 いや、高橋委員と日比委員が困る。

○二宮委員 そうか、そうか。その中間をやっぱり入れるということですね。

○高橋委員 私は中止すべきだけれども、やるんだったらこうというのではなくて、そもそも助言自身も含めて、どちらかというとなら松本委員に近いのかな。ちゃんとガイドラインの整合性をきちんとしてから次のステップに進むべきだということです。

○松本委員 棄権者を増やしてもあまり嬉しいことではないかもしれませんが、でも、ぜひ高橋委員もご納得いただけるような形で、ここで棄権の案文の調整をするのは変ですが、またちょっと議論させていただきます。

○石田委員 すみません、そうすると、まとめる側としてはやっぱり不思議だなと思うのは、棄権する側とか反対ですと言う側の重みなんですよ。数からいえば、ひょっとしたら採決をとっていませんけれども、条件つきで進めていいという人が恐らく多いのか

もしれません。でも、少数派である意見の人たちは別紙のような扱いをするというのは、何だか腑に落ちないですね。そういう意味では両論併記である。つまり前文というか、1ページ目には議論が紛糾したと。だから、紛糾して投票はしていませんと。ただ、進めてはいけないという人たちの意見はちゃんとここに併記しますと。進める場合にはこういう条件で進めてくださいと。調査の条件についてはこちらに書きますというニュートラルな形しかできないような気がするんです。だから決して付記ではないと思います。やっぱり両論で、両方同じ重さがあると思います。投票をとって決めるというんだったら、これはまた別ですけれども、だったら投票をとってください。

○村山委員長 その議論を始めると、ワーキングの位置づけを確認する必要があります。

○石田委員 ただまとめるためにそれは、私は必要なんです。

○村山委員長 ワーキングの位置づけの議論になると思うんです。基本的にこれまではワーキングのメンバーをベースに議論をしてきたわけですね。日比委員はあえてワーキングに入られてこういう意見を出されているということなので、私はこの形で構わないかなと思っています。これに加えて、別紙の形で、プラスアルファでご意見があったということを追加していただくという形でいいのではないかなと思うんですが、こういった議論を助言委員会全体でやるというのが基本的なスタンスだということであれば、石田委員のご意見もわかります。ただ、そうすると、やはり助言の内容そのものをもう一度議論するということになりますね。

○石田委員 理解できましたので、委員長がおっしゃる方向で形成してみます。

○村山委員長 すみません。それでは、まずはワーキングを主体にご議論をしていただいて、最終案を全メンバーに回していただく。できる限りメールの審議で終えたいと思いますが、難しいようであれば、次の全体会で確定するという形にしたいと思いますが、事務局の方はそれでよろしいですか。

では、そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、その他と今後のスケジュール、あと謝辞が残っていますので、よろしく願いいたします。

○河野 それでは、今後のスケジュールの確認でございます。第27回の全体会合が8月6日、2時半からJICA本部で行われます。

それで、次のお話でございますけれども、次回の全体会合で委員長と副委員長の選出をお願いしたいと思っています。方法としては、この助言委員会が立ち上がるときに行われ

た方法と同じ方法を考えておりました、互選でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。では、続けて6番目も。

○荒井 本日は時間も過ぎた中、大変重要な問題について真摯にご議論いただきましてありがとうございます。本日は、この第1期のメンバーにおける全体会合最後ということでもございますので、私、審査部長の荒井でございますが、最後に一言皆様にお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。座って失礼します。

それでは、このたび第1期環境社会配慮助言委員会の委員の皆様にはJICAを代表いたしまして、一言お礼を述べさせていただきます。担当理事の渡邊の方は本日所用で欠席しておりますので、私の方から申し上げさせていただきます。

ご存じのとおり、本委員会、2010年に施行されましたガイドラインに基づいて、JICA事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るための第三者的機関として設置されております。このような委員会は他に例がなく、世銀やアジア開発銀行等の主要援助機関からも注目されております。この辺につきましては、懇親会のときにまた河添の方からもちょっと話させていただくこともあるかと思っております。

助言委員会の中には助言委員会の前身でございます旧JICAの環境社会配慮審査会の委員としてご支援をいただいた方が大勢いらっしゃいます。審査会は開発調査と無償資金協力のための調査の諮問機関ということでございましたが、この助言委員会につきましては、統合後のJICAということで有償資金協力、無償資金協力、技術協力と対象が広がり、また、これらのスキームにおける関連する調査、審査、そして実施管理まですべての過程が対象となっております。このため、私どもも委員の数を審査会のときの11名から現在の最大24名に増員するなどして体制の強化を図って参りました。

しかし、数多くの課題に適切に対応していけるのか、正直少々懸念があったわけですが、この助言委員会が2年間にわたって皆様のご助力のおかげで何とか2年間実施し、日本のODAにおける環境社会配慮の確保に貢献できましたことは、ひとえに委員の皆様方のお力によるものと深く感謝いたしております。委員の皆様方からは環境や社会へのさまざまな課題について各界の専門家としての貴重なご意見、ご助言にとどまらず、さまざまなご知見をいただいて参りました。また、特に委員長、副委員長をお務めいただいた委員には、専門家としてのご支援に加え、助言委員会の取りまとめ役としても多大なご協力をいただき、感謝しております。

2010年7月9日に最初の助言委員会会合が開かれて以来、委員の皆様にご検討いただいた事業、改めて数えてみましたが、27カ国47案件にのぼっております。また、これらの事業の要所、要所で助言をいただいた回数は何と70回に及んでいるということで、本当にありがとうございました。

昨年10月、私が審査部長に就任して、初めてあいさつを申し上げたとき、その時点では私もまだまだ勉強不足であったんですけれども、そのときの直感といたしまして、このような助言委員会というのはもちろん政府ガードポリシーを遵守しなければいけないと。それを確保するための委員会ということでもありますが、この助言委員会を通じていただいたさまざまな助言や知見というのは、案件形成の極めて早い段階から、皆様からの意見や知見をいただくことによって、案件の質が高まり、さらにはまだ回数は少ないですが、今後案件の実施管理についても助言をいただくこととなりますが、質の高い案件形成を行い、さらにそれが強いてはスムーズな案件の実施につながり、最終的には我々全員の目標である援助の開発効果が高まるということにつながっていくんだろうなというふうに当時、思っておりました。この70回の議論、私は文書の方で後日拝見させていただいておりますが、ますますその考え方については確信を持っており、大変有意義な委員会だと確信しております。

さて、この2年間の間には世界的にもさまざまなことがございました。アラブの春、南スーダン共和国の独立、ミャンマーにおける政権交代などがございます。また、日本国内におきましても、東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所の事故など、国民のこれまでの意識を揺るがすような事件が起きております。こういった変化を受け、今後のODAのあり方の問われ方、問題の所在も今後いろいろとますます厳しく問われていく状況になっていくと思いますが、特に環境社会配慮という点につきましては、助言委員会の皆様のご協力によって着実に改善されており、ただいま申し上げましたようにODAのさらなる質の向上につながっていくものと確信しております。

私どもJICA一同、これまでいただいた数多くの助言を現在、JICAが行っている事業、そして、今後JICAが支援する事業に生かし、環境社会配慮の確保、強化に努める所存であります。

最後、繰り返しになりますが、この2年間のご支援、ご協力、本当にありがとうございました。また、引き続き実はご協力いただく委員の皆様も相当数この中にいらっしゃるわけですが、次期助言委員会につきましても、何とぞよろしくお願い申し上げます。

どうも本当にありがとうございました。

○佐藤委員 委員長、一つだけ言わせていただきたいんですけども、私、今回第1期の経験をさせていただきまして、私いろいろ学んだわけなんですけれども、一つちょっと考えていただきたいことがありまして、専門領域と、あと活動領域の中でこういうような素晴らしい先生方を今回委員として選ばれたかと思うんですが、少しジェンダーの配慮というのがないのかなと思っています。もう少しジェンダーに対する配慮をしていく中で、多分そういう複雑性の問題がどんどん出てくるかと思imasるので、そういうことにも対応できるかなと思imasるので、ぜひそれも前向きにご検討いただければなと思imas。

以上です。

○荒井 承知いたしました。これは単純に一般化してはいけないんですけども、日本全体における問題でもございますし、本当に重要なご指摘だと思いますので、今後の委員選定に生かさせていただきたいと思imas。ありがとうございます。

○村山委員長 では、他によろしいですか。

それでは、今日の全体会合をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

午後6時15分閉会